

吉野町第 2 次行財政改革プラン (実施計画)

平成 2 3 年 6 月

吉野町

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

A:行政サービスの選択と集中の推進 【1】行政関与の必要性や仕事の効率等の再点検

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	
ア.	支払事務の簡素化	※22年度の取組状況 ・電話料金支払事務の簡素化	財務課	電話料金の支払い事務を簡素化する。	A	1	電話料金の支払い事務を簡素化する。		平成23年3月末	各課の支払事務を削減するため、電話料金の支払い方法を預金口座振替による方法に変更する。	本年度中に事務手続きを策定し、平成23年度より支払方法を口座振替に変更する。
		22年度12月末の進捗見通し		電話料金の支払い事務を簡素化する。			債権者及び債権数の調査及び整理を実施する。		平成22年12月末	各課等から請求書等の写しを提出してもらう。	債権者及び債権数の調査及び整理を実施する。
		22年度3月末の進捗状況							各課等から請求書を入力し、債権数を確認すると共に債権先（NTT西日本、NTTコミュニケーション、KDDI、NTTドコモ等）の各口座振替決済日等に関する事務を確認した。		
		※23年度からの5年間の目標 ・公共料金等の支払事務の預金口座振替化		定期的に発生する義務的経費（電話料金、ガス料金などの公共料金等）の支払を預金口座振替化することにより職員の支払事務を簡素化する。			5ヵ年分	随時、各債権の支払状況を調査する。	随時	各債権者及び担当課等と事務調整を行う。	事務調整し、事務の簡素化が期待できる債権は預金口座振替を実施する。
						23年度分	電話料金の債権者及び債権数の調査及び整理の結果に基づき、効率化が可能な電話料金支払いについては簡素化する。	平成24年3月末	電話料金の債権者及び各課等と事務調整を実施する。	電話料金の預金口座化により事務効率が増上するものについては、預金口座振替を実施する。	
		※22年度の取組状況 ・源泉徴収事務の簡素化	財務課	源泉徴収事務を簡素化する。	A	1	源泉徴収事務を簡素化する。		平成23年1月末	源泉徴収事務の効率を向上（迅速、正確）させるため、電算化する。	平成23年1月より実施する。
		22年度12月末の進捗見通し		源泉徴収事務を簡素化する。			システムの変更契約及びシステム改修内容の打合せを		平成22年12月末	システムの変更契約及びシステム改修内容の打合せを実施する。	システムの変更契約及びシステム改修内容の打合せを実施する。
		22年度3月末の進捗状況								システム改修は完了した。	
※23年度からの5年間の目標 ・源泉徴収事務の電算化	源泉徴収所得税の徴収及び源泉徴収票の作成等の事務について、現在使用中の財務会計電算システムにおいて電算化することにより事務効率を向上させる。				5ヵ年分						
				23年度分	源泉徴収事務の簡素化に向けた電算システム運用研修	平成23年12月までに	各課等の職員へのシステム運用研修を行う。	平成24年1月にシステム運用を開始する。			
イ.	コミュニティバス運行の見直し	※22年度の取組状況	協働推進課	本年度は、平成21年6月より国交省の補助事業により実施している3年間の実証運行の2年目にあたる。 平成24年の本格運行に向けて持続可能な公共交通システムを構築するため見直す必要がある。 利用料については、これ以上値上げすると短区間の利用者等が減り、全体での利用料の減少が予想される。このため、通学・通勤利用者を対象としたPRを実施し、新規利用者の開拓を行い利用率のアップを図りたい。	A	1	・利用率の低い便や路線の減便やデマンド（事前予約制）化。 ・現在、利用が少ない高校生、大学生、通勤者への利用拡大。		平成23年3月末	運行委託業者からの利用実績報告を元に利用者数の少ない路線については、減便やデマンド（事前予約制）化を図る。また利用者の拡大を図るため、朝の上市駅へのマイカーによる送迎（高校生や学生、通勤）に対しての無料乗車券の配布等のPR活動を行う。	対平成21年度利用者数の10%アップを目指す。
		22年度12月末の進捗見通し				高校生を対象とした、通学手段に関する事態調査を実施した。		平成22年10月19日	大和上市駅において、近鉄を利用して通学する高校生及び、高校生をマイカーで送迎する家族に対し、スマイルバスの利用に関するアンケート調査と無料乗車券の配布を実施した。		
		22年度3月末の進捗状況		毎日・各便のバス停乗降人数スマイルバスの利用実績データを整理し、利用状況の評価と課題の抽出を行った。この結果から、今年度においては、高校生の通学への利用促進が課題と考え、スマイルバスへの利用調査を実施した。この結果を踏まえ、3月末のダイヤ改正を実施した。			比較的利用の少ないCコースの土曜日、殿川地区については、デマンド運行を実施する。 利用状況調査から利用の少ない第2、4土曜日の運行を取りやめる。 高校生を対象に実施した、アンケート結果の基づき大和上市駅発の19時代の便を運行する。		平成23年3月22日	平成23年1月に開催された吉野町地域公共交通協議会に承認を得て、3月22日にダイヤ改正を行う。	利用者数においては、平成21年度と同程度にとどまった。
		※23年度からの5年間の目標 ・住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、病院、買い物、鉄道への乗り継ぎ等住民のニーズにあったコミュニティバスを運行し、持続可能な交通システムの構築。		少子高齢化による人口減少のためバス利用者が減少し、運行委託経費の費用対効果や非効率な運行が課題となっている。今後は、バス利用者のニーズを把握し、適正なダイヤ改正及び路線の設定及びデマンド運行の導入を実施する。			5ヵ年分	住民やバス利用者のニーズと利用状況を把握し、適正なダイヤ改正を行う。 利用率の少ない便や路線については、廃止を含めた運行の見直しやデマンド運行への移行を実施する。	各年度毎	運行委託業者からの利用実績報告を元に利用者数の少ない路線については、減便やデマンド（事前予約制）化を図る。また高校生、大学生の通学の利用促進を啓発する。	各年度、平成21年度利用者数の10%アップを目指す。
						23年度分	実証運行の最終年度となるため、本格運行に向けたダイヤ、路線の改正を実施する。	平成24年3月末	運行委託業者からの利用実績報告を元に利用者数の少ない路線については、減便やデマンド（事前予約制）化を図る。また高校生、大学生の通学の利用促進を啓発する。	平成21年度利用者数の10%アップを目指す。	
ウ.	総合計画（実施計画）を進捗管理する仕組みづくりと情報公開	※22年度の取組状況	財務課	総合計画の計画体系（基本構想－基本計画－実施計画）の進捗管理を可能にする施策評価・事務事業評価の仕組みづくりが必要である。PDCAサイクル（計画－実行－評価－改善）を構築することにより、実施計画の業績に基づく検証・その結果に基づく改善を行い、計画の修正・見直しを可能にする。 また、計画の進捗度を毎年度、住民に情報提示することにより、協働のまちづくりを明確に行政として示す姿勢が求められている。	A	1	総合計画（実施計画）の進捗管理を可能にする仕組みづくりと住民への公開のあり方を確立する。		総合計画の全体像が見えてきた段階（12月頃）から2月にかけて、作業を行う。	総合計画の全体像を押さえながら、計画初年度予算となる平成23年度予算編成事務の進め方に織り込めるよう進めていく。	平成23年度予算執行から、実施計画で掲げる当該年度の目標施策・事務事業における行政評価（まずは内部評価から）をスタートする。
		22年度12月末の進捗見通し		PDCAサイクルを構築するうえで、「評価」のものさしである目標指標づくりに苦慮している。事務事業評価を導入するにあたり、職員の意識改革やスキルアップが必要となっている。			総合計画（実施計画）の進捗管理を行うための事務事業評価制度の仕組みづくり		12月末見通し	総合計画前期基本計画の素案がまとまりつつあるなかで、計画施策体系にそった事務事業毎の目標指標の設定作業を進めている。	事務事業の目標指標設定作業を終え、前期基本計画策定シートを確定する。このシートが、今後の事務事業評価を行っていく上での基礎シートとする。
		22年度3月末の進捗状況								目標指標の設定作業及び基礎シートの作成は済み、ヒアリング時までに再精査を行い精度を高めていく。	
		※23年度からの5年間の目標 ・総合計画の進捗管理を支援する事務事業評価制度の運用				5ヵ年分	毎年度の決算情報と合わせて事務事業評価を行う。	毎年度の7月期	事務事業評価シートをもとに、事業の必要性・有効性・効率性の観点で評価し、PDCAサイクルのうち「点検・評価」の実効性を高める。	事務事業評価から、施策評価へのステップアップを図り、住民への公開を前提とした「行政評価」制度を目指す。また事務事業評価で得られた成果を、次年度予算編成に反映し且つ、必要に応じて行財政改革プログラムでの取り組み項目へ追加するなど、連動させる。	
				23年度分	事務事業評価制度導入の初年度であるので、目標指標、評価方法について、運用上の課題解消を意識しつつ、制度の精度を高める	H23. 10の事務事業評価ヒアリング迄に	前期基本計画策定シートを事務事業評価シートに変換し、使えるシート作成を確定。9月上旬に、各担当課にシート作成依頼、その後「事業評価」を行い、次年度の計画（予算編成等）に反映する。	平成23年度決算が出た6月末から、毎年度7月期の「検証・評価」から始まるPDCAサイクルを稼働する。			

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

A:行政サービスの選択と集中の推進 【2】業務プロセスによる行政サービスの向上

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	
ア.	集会所等の改修補助金一元化	※22年度の取組状況	まちづくり振興課	施設の建設時の経緯等により、所管が分かれる施設について、担当課が違うことで対応が違ったり、二重補助等となる可能性がある。指定管理に移行してはいるが、町の管理部門を一元化する必要がある。	A	2	関係各課と調整を計り、二重補助の防止も含め、補助金窓口の一元化を図るとともに、補助金の交付の方針となる要綱等を整備する。		平成22年9月末	補助金メニューの洗い出しと役場内関係課の調整。	平成23年度予算への反映。
		関係各課における対象補助金の洗い出しを行う必要あり。					出来るだけ早く	各補助金の要綱も含めて見直し、一本化が必要になると考えるが、調整に時間が必要と考えるので、23年度予算への反映は厳しい	要綱、予算の一元化に向けての、調整会議の開催		
									調整会微開催予定であったが、出来なかった。		
		5ヵ年分					要綱、補助金の一元化が可能かどうかの調整会議の開催	平成28年3年末	調整会議の結果を踏まえ要綱の作成	要綱を作成し、窓口を一元化する。	
							23年度分	補助金メニューの一覧表の作成および関係課との調整	平成24年3月末	会議の開催	補助メニューの一覧を作成する。
イ.	特定健康診査受診の向上	※22年度の取組状況	町民課	平成20年度から開始され、新行財政改革プログラムには掲載されていなかった事業。平成21年度は、計画目標50%に対し、約24.5%の受診率で数値確定の見込みであるが、目標年度の平成24年度に、65%の達成をめざし、できる限りの工夫(次年度取り組み内容等)を凝らして受診率の向上を目指す。	A	2	吉野町国民健康保険被保険者(満40歳～74歳)対象の特定健康診査受診率を平成22年度の特定健康診査等実施計画目標値にまで向上させる。		平成23年3月末	・複数回(5月下旬、9月初旬、1月初旬頃)の受診勧奨、案内文章の送付 ・集団健診の土日開催(6月～7月) ・ガン検診との同時開催(10月) ・人間ドッグの助成(助成額上限20,000円)実施等を通じて受診率の向上を図る。 ・受付期間の2ヶ月間延長(通常1月末迄を3月末迄)	対象者約2,500名に対して、55%(約1,400名)の受診を目指す。 よって特定健康診査実施率・特定保健指導の実施率・メタボの該当者と予備軍の減少率向上を目指す。結果、平成25年以降達成率に応じて加算減算される後期高齢者支援金(±10%)の支出削減を図る。
		平成22年度計画目標値 受診率 55%の達成を目指して取り組んでいる。					平成23年3月末	平成22年10月末時点 集団健診受診数約240人、個別健診受診者数 約90人 平成22年12月末頃の見込 約350人 見込 (受診率 約15%)	平成22年度として、土日開催やがん検診との同時開催、人間ドッグの助成開始等を行っているが、前年同期と比べ約50人の増加、約2.2%上昇の受診(率)状況である。よって更なる受診の勧奨と啓発が必要である。		
		22年度12月末の進捗見通し									
		22年度3月末の進捗状況				平成22年度計画目標値 受診率 55%の達成を目指して取り組んだ。	平成23年3月末	・複数回(5月下旬、9月初旬、1月初旬頃)の受診勧奨、案内文章の送付(1月は年賀ハガキで推奨) ・集団健診の土日開催(6月～7月) ・ガン検診との同時開催(10月) ・人間ドッグの助成(助成額上限20,000円)実施等を通じて受診率の向上を図る。 ・受付期間の2ヶ月間延長(通常1月末迄を3月末迄)	受診対象者: 2,388名 受 信 者 数: 465名 受 信 率 : 19.47%		
		※23年度からの5年間の目標 ・平成23年度 受診率60%、特定保健指導実施率40%以上 ・平成24年度 受診率65%、特定保健指導実施率45%以上 ・以降、24年度に同じ目標値で継続して、27年度まで目標設定		既に通院・入院等の治療中の被保険者も健診対象者に含まれることから、目標値を達成することは非常に難しいと言わざるを得ない。		5ヵ年分	特定健診の受診率と特定保健指導の実施率を	平成24年度末以降継続して平成27年度まで		受診率65%以上、特定保健指導の実施率を45%以上とする。	
						23年度分	受診率60%以上、特定保健指導実施率40%以上	平成24年3月末	平成22年度の実施内容に加えて、 ・自己負担金(500円)の撤廃。⇒ 無料化	受診率60%以上、特定保健指導実施率40%以上	
ウ.	教育相談の充実	※23年度からの5年間の目標(追加項目) ・教育相談体制の充実	教育総務課	現在はカウンセラー活用事業により、中学校に1人のカウンセラーを配置している。しかし、多種にわたる相談内容に時期を逃さず対応するためには、それぞれの学校において継続した相談体制をとる必要がある。 心の問題、生徒指導上の問題、発達の問題等に関する教育相談の場として、学校とは異なる相談窓口が必要である。	A	2	5ヵ年分	子どもの教育・養育に関する教育相談体制の充実を図る。	平成27年12月末	教育相談の機会を広げると共に、各学校・幼稚園、健康福祉課、専門機関等と連携をもち、相談内容に応じた継続的な対応ができるよう教育相談体制を整備する。	小学校・中学校の各校にカウンセラー又はソーシャルワーカーを配置する。 学校とは異なる教育相談窓口を定期的に開設し、カウンセラー等による教育相談を行う。
		23年度分					教育委員会として一括した教育相談体制を整備する。	平成24年3月末	相談窓口を開設し、カウンセラー等による教育相談を行う。	教育委員会・地域の公民館等で相談を実施年間 24回実施	
エ.	ふるさと教育の推進	※23年度からの5年間の目標(追加項目) ・「吉野」の教育資源を活用したふるさと教育の推進	教育総務課	貴重な歴史・文化遺産及び自然遺産にあふれた町に住みながら、吉野のすばらしさを認識している者が少ないため、ふるさと吉野町を知り、ふるさとを愛し、誇りに思える人間の育成を図る。	A	2	5ヵ年分	日本中に広がった「吉野」の教育資源を活用した体験学習『吉野の自慢』『誇れる吉野』を学ぶ教育の充実を図る。	平成28年3月末	ふるさとの教材や地域の教育資源、学習環境の積極的な活用を通して、吉野の歴史や郷土調べなど、ふるさとの素晴らしさを実感できる学習活動の実施	将来の夢や目標を抱いて、一時期に吉野を離れる子どもたちが、吉野の発展に進んで尽くそうとする心情を育てる。
		23年度分					吉野の産業や自然、文化など、先人の営みを通して吉野を愛し、誇りに思う学習への取り組み。	平成24年3月末	地域の祭り、行事への積極的な参加をする 修学旅行で吉野町をアピールする	地域の良さを実感させる。 修学旅行の行き先において、割り箸を配布する。	

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

A:行政サービスの選択と集中の推進 【3】組織・機構の簡素化・効率化

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容					
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして		どの程度まで
ア.	第4次総合計画の実現に向けた組織・機構の見直し	※22年度の取組状況	総務課	平成18年4月以降、2度の機構改革を実施した他、副町長制の導入や庁舎レイアウトの変更を行うなど、町民に分りやすい組織として見直しを随時行ってきた。今後も時代の要請に応じて常に見直しの検討を続けていく。平成22年度においては、策定中の第4次総合計画の方向性も踏まえながら見直しを検討していく。	A	3	策定中の第4次総合計画の方向性も踏まえながら組織・機構の見直しを検討していく。		平成23年3月末	第4次総合計画策定の進捗にあわせつつ、且つ奈良県の組織機構の形も参考に、企画政策課と連携しながら新たな組織機構の形を検討する。	平成22年11月までに概略をまとめ、検討結果により平成23年4月からの実施を目指す。	
		22年度12月末の進捗見通し						吉野町課設置条例の改正。		平22年12月議会に上程	組織機構についての改革意見を職員に公募し、その意見を基本に各課の意見を収集し検討のうえ政策会議で決定。	課の設置・課の事務分掌決定。
		22年度3月末の進捗状況						吉野町課設置条例改正済。		平成23年3月末	課設置条例及び規則に基づき	平成23年4月1日稼働。
		※23年度からの5年間の目標 ・時代の要請に応じた組織・機構の検討の継続		平成23年4月執行の新組織・機構を検討していく。			5ヵ年分	新機構について	各年度毎	職員並びに町民に聞き組織・機構を検討する。	必要に応じ見直しを行う。	
							23年度分	新機構について	平成24年3月末	職員並びに町民に聞き組織・機構を検討する。	機能しているか検証する。	
イ.	就学前教育の充実	※22年度の取組状況 ・保育所の効率的な運営	教育総務課 (子育て支援室)	人事交流、共通保育を実施し幼保一元化に向けた運営を図る。	A	3	幼保一元化に向け、今年度は6回の共通保育を実施し今後その回数を増やしていく。		平成23年3月末	6回の共通保育を実施し幼保一元化に向けた課題を分析する。	幼保一元化に向け保育士等の意識づけが確立するまで。	
		22年度12月末の進捗見通し						6回の共通保育のうち、2回実施 5月19日場所:吉野保育所・吉野幼稚園 対象児:4・5歳児のみ 6月11日場所:わかば幼稚園 対象児:4・5歳児のみ 10月15日吉野幼稚園 対象児:3～5歳児 11月19日わかば幼稚園 対象児:4・5歳児 吉野幼稚園 対象児 3歳児 12月初旬 吉野幼稚園 対象児:3～5歳児		6回の共通保育を実施し幼保一元化に向けた課題を分析する。 保育所・幼稚園の保育者の幼保一元化に向けた認識の差があるため、平準化する必要がある。	人事間交流の推進により幼保一元化に向け保育士等の意識づけは、進みつつあるが保育所、幼稚園の保育内容、運営の違いがあり、統一に向け双方の改善・理解が必要。	
		22年度3月末の進捗状況						共通保育を実施し、幼稚園・保育所の指導方法等についての見直し、相互理解の協議を図る。	平成23年3月末	学年別部会において、共通保育の研修・反省・評価及び課題を協議。	職員間の交流は時間を共有することで互いを尊重することができ、反省・評価が今後の活動に向けての方向性に反映させる。	
		※23年度からの5年間の目標 ・幼稚園・保育所の一元化計画の策定		幼稚園と保育所を一つにまとめる幼保一元化を念頭におき、現在の施設の改修をし、「共通保育」を進めている。その中で吉野町の子どもに質のよい就学前教育を実施するため、保育の検証を行っている。 また、幼稚園と保育所の運営や連携をともに行う幼保一体化という国の動きがあるため、情報収集をしながら吉野町に合った幼保一元化計画を策定する必要がある。			5ヵ年分	幼稚園・保育所の一元化計画を策定する。		共通保育を継続実施しながら、就学前教育の在り方を研究していく。 国の動向の情報収集を行い、その内容に合わせて一元化計画を検討・作成する。	幼稚園・保育所の一元化計画を策定する。	
							23年度分	幼稚園・保育所統一教育保育課程を活用し具体的な指導計画を作成する。 幼稚園・保育所の園運営に関わる相違点と一元化の課題を検討する。	平成24年3月末	幼稚園・保育所職員の合同研修を実施、指導計画の作成と職員の資質向上を図る。 園運営に関する課題(保護者負担等)を解決するため研究・協議を行う。	幼稚園・保育所統一指導計画を作成する。	
		※22年度の取組状況 ・就学前教育の充実	教育総務課 (子育て支援室)	平成21年度に改修した、吉野幼稚園・吉野保育所を中心に、共通保育を実施する中で幼保一元化施設や運営体制を検討、「幼児園」設置に向けた計画の立案が必要である。その際、集団の適正化や小学校の在り方を見通した計画にする。 平成21年度作成した幼稚園・保育所統一教育保育課程を活用し、具体的な指導計画を作成するとともに幼稚園と保育所の運営内容や行事等を見直し、国の動向を注視しながら就学前の子ども達の健全育成を図る必要がある。	A	3	幼保一元化施設「幼児園」の基本計画を作成する。		平成23年2月末	幼稚園・保育所の共通保育等の実施から課題分析を行い、検討委員会での審議内容と併せて計画を作成する。	国の動向に合わせて修正ができるよう、柔軟性のある計画を作成する。	
		22年度12月末の進捗見通し						共通保育の実施 幼保一元化等検討委員会を開催、共通保育の成果と課題、国の動向を報告する。		5月19日・6月11日・10月15日 11月19日実施済 12月10日・1月20日実施予定		幼稚園・保育所統一教育保育課程に基づき、職員の相互研修と共通保育を実施する。 共通保育の実施により、成果・課題の検証をする。
		22年度3月末の進捗状況						共通保育を実施 幼保一元化等検討委員会を開催、共通保育の成果と課題、国の動向を報告。	共通保育5月19日・6月11日・10月15日・11月19日・12月10日・1月20日実施。 検討委員会2月24日開催。	幼稚園・保育所統一教育保育課程に基づき、職員の相互研修と共通保育を実施。 共通保育の実施により、成果・課題の検証を行った。	共通保育を6回実施 それ以外に2回の幼稚園・保育所の園児の合同活動を実施。	
		※23年度からの5年間の目標 ・幼稚園・保育所の一元化計画の策定		幼稚園と保育所を一つにまとめる幼保一元化を念頭におき、現在の施設の改修をし、「共通保育」を進めている。その中で吉野町の子どもに質のよい就学前教育を実施するため、保育の検証を行っている。 また、幼稚園と保育所の運営や連携をともに行う幼保一体化という国の動きがあるため、情報収集をしながら吉野町に合った幼保一元化計画を策定する必要がある。			5ヵ年分	幼稚園・保育所の一元化計画を策定する。	平成25年3月末	共通保育を継続実施しながら、就学前教育の在り方を研究していく。 国の動向の情報収集を行い、その内容に合わせて一元化計画を検討・作成する。	幼稚園・保育所の一元化計画を策定する。	
							23年度分	幼稚園・保育所統一教育保育課程を活用し具体的な指導計画を作成する。 幼稚園・保育所の園運営に関わる相違点と一元化の課題を検討する。	平成24年3月末	幼稚園・保育所職員の合同研修を実施、指導計画の作成と職員の資質向上を図る。 園運営に関する課題(保護者負担等)を解決するため研究・協議を行う。	幼稚園・保育所統一指導計画を作成する。	

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

A:行政サービスの選択と集中の推進 【3】組織・機構の簡素化・効率化

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容					
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	どの程度まで	
ウ.	望ましい学校給食の維持と充実	※22年度の取組状況	教育総務課	学校給食の意義と目的、衛生管理や安全性を確保しながら、給食運営の効率化と「食」に関する指導や地産地消を活用し、郷土に愛着と誇りがもてる「生きた教材」としての学校給食充実にを図る。	A	3	学校給食と「食」と地産地消のかかわりや運営の方法についてそれらの調査を行う		平成22年12月末	学校給食と「食」と地産地消の関わりや運営の方法について、それらの調査を行う。	本町の子ども達の実態に即した適切で安全な給食が提供できる方向が選択できる程度。	
		22年度12月末の進捗見通し		安心安全な学校給食の実施及び食育教育の推進を目的として吉野『恵めぐみ味』計画事業を本格化させる。またあわせて学校給食運営の効率化・充実化を図る。平成21年11月より地元産野菜を学校給食に試験供給を開始。平成22年6月より本格供給を5人の生産者により開始。			学校給食で使用される野菜のうち、地元で供給可能な野菜の調査を実施。あわせて。納品可能者の調査を実施。それにもとづき、生産者組織である、『農(みのり)の達人』を組織し、納品品目の選定を栄養教諭の協力を得て実施。			地元野菜生産者組織「農の達人」を組織して、学校給食で使用する野菜のうち納品可能な野菜を市場価格より安価で納入。	6月～2月の期間で納品可能な旬の野菜を学校の注文に基づき納入。納品野菜の単価については、町内小売業者と比較して、1kgあたり最低約100円程度安価で納入。また吉野中学校の自校炊飯については、炊飯手数料分が、生徒減による収入減分をカバーする結果となっている。	
		22年度3月末の進捗状況		概要は12月末の進捗見通しと同じ			学校給食で使用される野菜のうち、生産・納品可能な地元産野菜5品目について、6月から2月にかけて生産者組織「農の達人」において納品を実施 食育推進を目的に、生産場所の見学・生産者の学校訪問を実施。			農の達人が納品する野菜の納入価格を、小売価格が安価になるよう納入価格決定方法を確立。上記以外の野菜等の納入価格が安くなるように、食材納入業者との納入価格に関する協議を、町内幼小中合同で実施。	農の達人が納入する単価については、小売価格に比較してキロあたり50円～100円程度安価になるように設定して納入。業者が納入する野菜等の納入価格については、町内幼小中で統一できるように業者との間で協議中	
		・地産地消の拡大、食育推進、ふるさと教育を結びつけた学校給食の充実		※23年度からの5年間の目標	吉野『恵めぐみ味』計画事業の目的である地産地消の拡大するとともに、食育推進とふるさと教育を結びつけた事業展開をしなければならない。			5カ年分	地元産野菜の納品数・納品期間拡大による給食費の軽減を図る。また地産地消を利用し園児・児童・生徒が食への関心とふるさと吉野への関心を高める事業を展開する	平成28年3月末	生産者組織「農の達人」の規模拡大 吉野「恵めぐみ味」計画を町民全体のものとするように広報活動を積極的に展開する。	学校給食への供給野菜品目について、現行5品種から、10品目への拡大を目指す。また、使用頻度の多い、たまねぎ・じゃがいも・キャベツについては、納品期間を拡大する。学校給食で使用する野菜の購入経費の5%程度の削減を目指す。
								23年度分	地元産野菜納入システムに確立 食育推進事業の計画策定	平成24年3月末	学校給食担当者と生産者組織「農の達人」で協議をかさね、納入システムを確立する。またあわせて、食育計画についても検討を行う。	年間供給計画・納品価格決定方法についてマニュアル化する。また食育推進事業マスタープランを作成する。

A:行政サービスの選択と集中の推進 【4】公共施設の有効利用

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	
ア.	老人福祉センターの効率的な運営	※22年度の取組状況	長寿福祉課	現在指定管理を行っているが、指定管理者と業務内容の適正化を図る。	A	4	老人福祉センターの適正化、効率化を図る。		平成23年3月末	指定管理者と定期的に会合を持つ。	指定管理料の有効な使途等を含め、今後の施設の適正な運営体制を明確に整理する。
		22年度12月末の進捗見通し				老人福祉センターの適正化、効率化を図る。		平成23年3月末	指定管理者と定期的に会合を持った。(4月16日、5月20日、6月25日、7月20日、8月20日、9月24日、10月29日、11月19日)	指定管理料の有効な使途等を明文化し、今後の施設の適正な運営体制を明確に整理しつつある。	
		22年度3月末の進捗状況				老人福祉センターの適正化、効率化を図る。		平成23年3月末	指定管理者と定期的に会合を持った。(12月22日、1月21日、2月22日、3月23日)	指定管理料の有効な使途等を明文化し、今後の施設の適正な運営体制を明確に整理できた。	
		※23年度からの5年間の目標 ・効率的な運営に向け、経営・運営体制の見直し		指定管理者の経営状況が赤字であり、今後安定的な経営に向け経営、運営の見直しが必要である。		5カ年分	老人福祉センターの適正化、効率化を図る。	各年度毎	効率的な老人福祉センターの運営のため、定期的な打ち合わせをし経営改善を図る。	明らかな経営の改善が図れるまで。	
					23年度分	老人福祉センターの適正化、効率化を図る。	平成24年3月末	指定管理者の更新時期のため、指定管理者の公募をする。	指定管理者の決定をし、経営改善計画が策定されるまで。		
イ.	国栖の里総合センターの利活用策	※22年度の取組状況	まちづくり振興課 (観光交流室)	関係地区と協議を重ね有効的な活用を検討する。	A	4	国栖の里観光協会による有効利用。		観光協会の活動とのなかで平成23年度3月末までに検討をおこなう。	国栖の里観光協会、国栖自治会、行政等の関係機関と協議をおこない有効な利用を検討する。	国栖の里総合センターとして効率的で有効な利用方法の決定をする。
		22年度12月末の進捗見通し				運営委員会の結果をふまえ、再検討の必要あり					
		22年度3月末の進捗状況								有効な利用方法の決定に至らなかった	
		※23年度からの5年間の目標 ・関係機関との協議、調整をふまえた利活用策の作成と実施				5カ年分					
					23年度分	運営委員会と調整会議	平成24年3月末	利活用計画書の作成	利活用計画に基づき実施。		
ウ.	中竜門地域振興センターの利活用策	※22年度の取組状況	総務課	関係地区と協議を重ね有効的な活用を検討する。	A	4	中竜門地域の振興を図る拠点施設づくり。		平成23年3月末	地域検討委員会等の組織を立ち上げ、有効利用について検討する。	有効な利用方法を決定する。
		22年度12月末の進捗見通し				当施設は補助事業の関係から複合施設となっており児童館は地元管理で事務所のみの使用。			現時点では施設の有効利用について中竜門地区区長会と協議している。		
		22年度3月末の進捗状況							地域内に特養施設建設中であり、施設との連携を模索しながら最良の活用方法を検討しているところである。	有効な利用方法の決定には至っていない。	
		※23年度からの5年間の目標 ・旧中竜門小学校跡地利用の特別養護老人施設等との連携を模索し地域振興を検討				5カ年分	施設の有効活用	各年度毎	中竜門地区区長会等と継続して協議を行う。	有効な利用方法を決定する。	
					23年度分	施設の有効活用	平成24年3月末	中竜門地区区長会等と継続して協議を行う。	有効な利用方法を考える		
エ.	廃校舎の有効活用	※22年度の取組状況	教育総務課	活用の決まっていない旧国栖幼稚園、旧国栖小学校は解体撤去も視野に入れながら進めていく。旧中荘幼稚園は、役場の書庫として活用中。旧吉野山幼稚園の跡地は、教育財産から町の普通財産へと移行させ、町全体としての有効活用を行う。	A	4	活用策の決まっていない廃校舎における活用方策について。		平成22年12月末	町の普通財産として活用する方向を検討する。	町全体としての合意形成を図る。
		22年度12月末の進捗見通し				旧国栖幼稚園、旧国栖小学校の利活用について			地元区長に対して	旧国栖幼稚園、旧国栖小学校の利活用について、検討を依頼。	
		22年度3月末の進捗状況				教育研修所の借地について			土地所有者と協議をして	借地を土地所有者に返却した。	
		※23年度からの5年間の目標 ・未活用廃校舎の有効活用策の検討		旧国栖小学校、旧国栖幼稚園の利活用について地元と共に検討していく。		5カ年分	国栖小学校、国栖幼稚園の利活用の決定。	平成25年3月末	定期的に会議を開き、利活用について協議を行い	利活用の方法(解体撤去も含めて)を決定する。	
					23年度分	国栖小学校、国栖幼稚園の利活用を検討する会議を開催。	平成24年3月末	地元自治会や国栖観光協会等との会議の開催について調整をし	地元とともに今後の利活用について、共に検討していくための会議を開催する。		

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

A:行政サービスの選択と集中の推進 【5】公共工事の見直し

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容							
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして		どの程度まで		
ア.	道路新設改良事業について	※22年度の取組状況	まちづくり 振興課	新設改良事業については、H21年度以降は新設舗装事業のみの取り組みとなっているが、依然新設改良事業に対する要望は多い。H22年度以降も過疎対策事業が継続される中、過疎計画への反映も含め、採択基準や採択の決定手段の整備を図る必要がある。また、以前より各地区に定めた受益者負担を伴わない路線の取り扱いについても検討する。	A	5	過疎計画に盛り込むべき、道路の新設改良について判断を行う。		過疎計画の作成スケジュールに準じる	現在要望を受けている新設改良事業について、精査する。	今後の過疎計画の見直しに併せて、変更、見直しを実施する。			
		予算査定を得て、必要性、緊急性を判断							22年度中に採択基準を作成					
									採択基準の検討を行っているが、検討の域から出していない。					
		※23年度からの5年間の目標 ・採択基準等の見直しと事業実施個所の精査					国や県の事業メニューの変更、補助率の変化を踏まえた採択基準や受益者負担金の見直し			5カ年分	平成24年以降の事業変更に向けて	各年度毎	採択基準等に基づき	事業実施個所の精査
										23年度分	新設改良の採択基準を	平成24年3月末	国・県の補助事業の採択基準を参考にして	採択基準要綱を作成し、平成24年度当初より運用できるようにする。

A:行政サービスの選択と集中の推進 【6】情報化による行政サービスの向上

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容					
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして		どの程度まで
ア.	ケーブルテレビCM放送の実施	※22年度の取組状況	協働推進課 (広報広聴室)	奈良テレビ放送(株)を広告代理店とする、奈良県内の地域限定であるケーブルテレビ放送エリアを利用した動画CM、及び静止画CM放送の実施。 ケーブルテレビでCM放送を希望する広告主(クライアント)が、広告代理店(奈良テレビ)に広告制作・放送を依頼し、広告代理店からCM放送完パケがケーブルテレビ局に搬入される。そして代理店から指定された放送期間にCM放送を実施する。ケーブルテレビ局は放送完了後に放送確認書を提出し、広告代理店からCM放送料を受け取る。(原則、行政CATV局は民間会社のCM制作には一切関わらない) 基本的な業務分担と流れは出来上がっているが、今後、奈良テレビ放送(株)の代理店料とケーブルテレビ放送料金の配分決定、及びCM放送に関する要綱の策定と代理店との契約締結が必要である。	A	6	ケーブルテレビ広告放送基準要綱の策定		平成22年9月末	奈良テレビ放送(株)と協議する。		奈良テレビ放送株式会社とCM放送代理店契約を締結する。
		22年度12月末の進捗見通し		奈良テレビ放送(株)と協議を実施中			ケーブルテレビ広告放送規準要綱の策定		平成22年12月末	奈良テレビ放送(株)と協議する。		奈良テレビ放送株式会社とCM放送代理店契約を締結する。
		22年度3月末の進捗状況		当初、奈良テレビ(株)より提示された広告代理店方式は、その後の社内方針の変更により、3月に不可能となった旨の回答が正式に示された。これにより広告代理店方式は解消される結果となった。 この結果を受け、年度末の幹部会議にCATVによるCM放送の基本方針を説明し了承を得られた。しかし、既に制定されている吉野町の広告規定が、現状の吉野町の広告事業に合致していない部分が多く、また事業収入を得るために、正式に条例制定を検討すべきとの意見が出され、その必要性を検討中である。			「吉野町広告掲載基準」を見直し、広報紙・ホームページ・テレビCMの全体を統合的に規定出来る規約を制定する。		平成23年3月末	広告代理店方式を変更し、吉野町CATVが直接受付る方式で対応する。		吉野町CATVが、直接広告放送(動画・静止画)の放送素材の搬入を受けて放送する方式で運営する。 従って、広告放送料金等の事務処理も直接行う。
		※23年度からの5年間の目標 ・印刷媒体である広報紙、ネット媒体であるHP等の各広告と同様に、放送媒体であるCATVによる広告収入の確立。		・広告主側の要望する静止画CM、及び動画CMをどこで制作し映像化するのが今後の課題となってくる。 ・CATVによるCM放送取り扱いの広報・宣伝による周知。			5カ年分	以降、継続。	以降、継続運用。	広告主側からCM素材の搬入を直接受け、それをCATV側で放送し、広告放送料金を吉野町側から直接広告主側に請求する。		毎月静止画CMを3本程度。各四半期に動画CMを1本程度の放送を目指す。 また現在HPで掲載中の広告主へのテレビCM放送を勧誘する。
							23年度分	テレビCM(動画・静止画)の放送を開始する予定。	平成23年下半年から	広告主側からCM素材の搬入を直接受け、それをCATV側で放送し、広告放送料金を吉野町側から直接広告主側に請求する。		
イ	防災行政無線のデジタル化整備	※23年度からの5年間の目標(追加項目) ・防災行政無線デジタル化整備の検討	総務課	電波法によるアナログ波使用期限の問題があるが、使用期限については平成28年までという明確には切られていない現状である。ただ町においても現有無線設備の老朽化もあり、デジタル化の整備を進めなければならない。	A	6	5カ年分	防災行政無線デジタル化	平成27年度末までに	現在、防災行政無線の電波使用期限が未だ明確でないので今後の動向を見ながら		吉野町における防災行政無線設備がどこまで必要かを見極める。
		23年度分										

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【1】中長期的な展望に立った財政運営

小 項 目			課題等における概要	重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容						
				大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	どの程度まで		
ア.	企業誘致の推進	※22年度の取組状況	協働推進課	企業誘致優遇制度は、過疎法の改正に合わせて変更を検討していくが、吉野町独自の優遇制度について検討をはかる。 吉野町の場合、都市部からのアクセスや企業に紹介・斡旋できる工業団地等のまとまった土地がないことから、大規模な企業、工場の誘致は困難であるが、「吉野」というブランドイメージと自然環境をアピールし誘致を図ってきたい。 またその立地に向けて各種許認可の調整や規制緩和の検討を個別に対応を進めていくことが重要であると考える。	B	1	過疎法の改正に伴う優遇制度の創設・町独自の優遇制度の創設		平成23年3月末	過疎法の改正に合わせた制度と、町独自の優遇制度を創設して	1つ以上の企業誘致を達成する	
		22年度12月末の進捗見通し						町独自の優遇制度の導入に向けて、調査・研究を行っている。				
		22年度3月末の進捗状況		旧中竜門小学校跡地の有効利用策として、特別養護老人福祉施設(50床)の誘致を行い、地域雇用の拡大と地域経済の活性化を図る。					旧中竜門小学校跡地の有効利用対策として、社会福祉法人 太陽の村の特別養護老人施設を誘致する。	平成23年3月末	地元中竜門地区への説明会の開催や隣接者への協力依頼をおこなった。また、土地の賃貸借契約において、賃料の免除期間を設けるなどの優遇策を実施した。	1つの企業誘致を達成した。
		※23年度からの5年間の目標		過疎化、少子高齢化が進行するため、働く場を確保することは、定住条件を確立する上で重要な課題である。工業団地を持たない本町では大規模な企業立地の適地が少ないことや、交通条件、土地の規制等不利な条件が多いため、吉野ブランドの活用や地域資源の活用の視点から企業誘致を推進する必要がある。			5か年分	新たな企業立地優遇制度の導入による地域における雇用の拡大と、企業誘致の窓口を設置し、情報発信を充実する。	平成28年3月末	企業立地に対し、相談・対応できる窓口の設置や、吉野の魅力や地域資源を紹介するパンフレットを作成し、積極的に情報発信を行う。	3つ以上の企業誘致を達成する。	
		・吉野の特色を生かした企業誘致を推進するために、優遇措置や支援措置を創出し、地域経済の活性化と働く場を確保					23年度分	過疎地域自立促進特別措置法による優遇制度の加え、町独自の優遇制度を導入する。	平成24年3月末	町独自の優遇制度を導入する。	1つ以上の企業誘致を達成する。	
イ.	中期財政運営計画の立案	※22年度の取組状況	財務課	第4次総合計画を策定するにあたり、計画を実行する財源の裏付けをシミュレーションすることが必須となっている。自治体を取り巻く環境は激しく変化しているが、本町における過去の財政状況を詳細に分析し、その推移データを基に固定費となる経常経費を導きだし、計画実現に向けて、所要財源額との乖離を明確にする作業が必要となっている。	B	1	総合計画策定と連携して中期財政運営計画を立案する。			総合計画の基本構想が明確化される9月までに財政分析を終え、以降、計画の財政シミュレーション、12月までには、中期財政運営計画を立案する。	財政分析については、平成元年から当該年度の22年間分の財政情報を基礎とする。シミュレーションにあたっては、歳入の伸び率等(3パターン：下降・現状・上向)を設定して、作業を行う。中期財政計画についても同様とする。また見直し可能なわかりやすい試算方法を他自治体の事例を研究しながら進めていく。	総合計画と一体となった中期財政運営計画を立案、公表する。
		総合計画策定と連携して中期財政運営計画を立案できた。		11月末			前期基本計画に掲げる事務事業の財政的な裏付けとなる財政計画を作成し、実効性のある総合計画として、確立する。	総合計画と一体となった計画時の財政計画の完成				
		22年度12月末の進捗見通し		前期基本計画の財政チェックとなる財政計画の作成作業を終えることができた。今後は、この財政計画を、実施計画(現計予算)と連携して、毎年度ローリングしていき、5ヶ年の見通しを中期財政計画として、常に更新していく必要がある。							総合計画と一体となった「吉野町中期財政計画」を策定することができた。今後、総合計画と時期あわせて、公表していく。	
		22年度3月末の進捗状況									総合計画と一体となった「吉野町中期財政計画」を策定することができた。今後、総合計画と時期あわせて、公表していく。	
		※23年度からの5年間の目標		前期基本計画の実現にむけて、施策の実効性を高めるためには、中期財政計画にもとづく財政運営の基盤を健全なものとして取り組んでいかなければならない。予算事業の編成は、すべて中期財政計画に盛り込み、毎年度のローリングしていく。			5か年分	年度毎 平成22年度決算情報を基に決算の分析を行い公表する。また、基金残高・町債残高・健全化判断比率4指標については、計画目標値を達成しているか監理を行い次年度予算編成に反映させる。	各年度毎	年度毎 平成22年度の決算情報を基に計画との差異について分析を行う。	年度毎 将来にわたり長期的に安定した財政基盤の確立を行う。	
		・中期財政計画に基づき計画的な財政運営の健全化をめざす取り組みの推進					23年度分	平成22年度決算情報を基に決算の分析を行い公表する。また、基金残高・町債残高・健全化判断比率4指標については、計画目標値を達成しているか監理を行い次年度予算編成に反映させる。	平成23年9月末(公表) 平成24年2月末	平成22年度の決算情報を基に計画との差異について分析を行う。	将来にわたり長期的に安定した財政基盤の確立を行う。	
ウ.	次期行財政改革プラン策定	※22年度の取組状況	財務課	これまでの吉野町新行財政改革プランは、主に単年度収支の財政運営を維持するための財源捻出を目的とする量による削減改革であった。財政状況が依然厳しいなか、これまでの取組目的に加えて、第4次総合計画の策定と同時期とする新たな中期的行財政改革プランの策定は、総合計画に掲げる目標達成の手立てとして機能することが求められている。	B	1	第4次総合計画策定と連携して、平成23年度以降の中期的な行財政改革プログラムの策定を行う。			第4次総合計画策定と連携して、9月以降に骨子づくり、プランの全容を3月定例議会に報告。4月広報で住民に周知。	行財政重点改革プログラム2010の実施を踏まえつつ、新たな計画目標実現にむけて、各課等のヒアリング等を通して中期目標を設定する。あらためて体系化したうえで、検証可能な仕組みを整えていく。	総合計画と一体となった行財政改革プランを策定、公表する。平成23年4月から稼働させる。
		吉野町重点改革改革プラン2010の12月末までの進捗状況を把握しながら、次期行財政改革プログラムの策定作業を併行して行っている。行革大綱の見直し、今後の事務事業評価制度に必要な目標指標の設定作業を具体化している。		12月末迄			重点改革プログラム2010の体系に基づき、次期行財政改革への大綱の見直しを進めながら、新プログラムの策定基礎資料を各課へ照会している。	行財政改革大綱と次期行財政改革プログラム(第2次吉野町行財政改革プログラム)は、第4次総合計画前期基本計画と運動する。				
									吉野町第2次行財政改革大綱(素案)は、3月末までに策定済み。吉野町重点改革プラン2010の年度末の進捗・成果を反映させた、吉野町第2次行財政改革プランの最終調整を行い、総合計画とあわせて稼働を行う。			
		22年度12月末の進捗見通し		次期行財政改革プログラム策定における新行財政改革大綱の見直し、5ヶ年の中期見通しにおけるプログラム、単年度実施プログラムの行財政改革システムの構築が必要である。								
		22年度3月末の進捗状況										
		※23年度からの5年間の目標		第2次吉野町行財政改革プログラムは、前期基本計画と同じく毎年度見直しをかけ、常に取り組みむべき目標を明確に、その手段を確実に実行していく。			5か年分	第2次行財政改革プログラムを着実に推進する。	各年度毎	年度当初(次年度予算編成時より)には、当該年度に取り組みむべき目標を確認し、あらたに必要な事項については、プログラムの追加・修正等を行うこととする。	年度末には、当該年度の取り組みの成果を整理し、次年度への課題抽出を行う。	
		・第2次吉野町行財政改革プログラムの推進と進行管理					23年度分	4月当初より第2次行財政改革プログラムをスタートする。	平成24年3月末	プログラムに掲げる各取り組み目標に向かって取り組む。年度途中には、かならず進捗状況を把握するため、ヒアリングを実施し、実行できないものについては、目標の修正等を行う。	年度末には、23年度中の取り組みの成果を整理し、次年度への課題抽出を行う。	

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【2】財源の確保

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	どの程度まで
ア.	税・使用料等収納率の向上	※22年度の取組状況	税務収納課	インターネット公売は増収に繋がるが、精通者育成の体制作りが必要。口座振替納付については窓口や納付書送付時に振替依頼書を同封して勧奨をしている。県の連携支援については、県に移行して差し押さえをする文書を送付したことで反応は大きく、話し合う機会ができて分納誓約等の納付管理がきちりできるようになったが、収納率の向上にまでは至っていない。	B	2	滞納整理を確実にすることで収納率の向上を目指す。		平成23年3月末	県個人住民税滞納整理室と連携支援の協定を結び、住民税に係る部分については昨年できなかったところを県の指導を受けて、その他の税については滞納整理の為に年間スケジュールを作成の上、町独自で預金差し押さえ等の整理をして収納に繋げる。	滞納繰越見込額52,000,000円に対して28%の収納率を目指す。
		22年度12月末の進捗見通し							平成23年3月末	5班編制で滞納者に対して、電話や訪問を行い収納を図る。分納誓約を交わして時効の中断と確実な収納を促す。	平成22年12月末 滞納繰越額の20%の収納率予定
		22年度3月末の進捗状況							平成23年3月末	1月から課税時期になったため5班編成での体制は取れなかったが、22年度の税の納期限が終わったため悪質者に対して差押えを行った。(生命保険1件、預金6件内4件執行・2件全額納付のため解除)	平成23年3月末 滞納繰越額 24.57%の収納率 平成23年5月末 滞納繰越額 24.84%の収納率予定
		※23年度からの5年間の目標 ・平成23年度から平成27年度の5年間で現年度及び過年度滞納分の収納率を2%向上					5カ年分	現年度及び過年度収納率の向上	平成28年3月末	個別訪問や納税相談により滞納発生を抑制する。口座振替の加入の促進や再振替を検討し、また利便性の高い新しい収納方法等納税環境の整備を図る。	収納率 現年度課税分 98% 滞納分 25%
							23年度分	現年度及び過年度収納率の向上	平成24年5月末	前年度までは課税と収納兼務の体制を、4月より徴収担当を2名決め収納率の向上を図る。10月からは全員が収納に力を入れ徴収の充実を図る。	収納率 現年度課税分 98% 滞納分 25%
		※22年度の取組状況 ・上下水道使用料金の収納率の向上	上下水道課	過年度滞納繰越分について、平成21年度3月末と平成22年度3月末を比較すると、約15%を回収し縮減した。収納率の向上については、時期等にかかわらず、毎年度重点的な目標としている。	B	2	上下水道料金の滞納分の収納率の向上		平成23年3月末	滞納者宅を訪問し、料金支払について督促すると共に、必要な場合は給水停止等の法的な措置をとりながら、滞納整理を進めていく。	滞納分の収納率を10%以上とする。
		22年度12月末の進捗見通し									平成22年10月末現在、滞納分の収納率12.5%となっている。
		22年度3月末の進捗状況							平成23年3月末		平成22年度における滞納分の収納率は、20.6%となった。
		※23年度からの5年間の目標 ・滞納分の収納率の向上					5カ年分	上下水道料金の滞納分収納率の向上	各年度毎	滞納者宅を訪問し、料金支払について督促すると共に、必要な場合は給水停止等の法的な措置をとりながら、滞納整理を進めていく。	滞納分の収納率を毎年10%以上とする。
							23年度分	上下水道料金の滞納分収納率の向上	平成24年3月末	滞納者宅を訪問し、料金支払について督促すると共に、必要な場合は給水停止等の法的な措置をとりながら、滞納整理を進めていく。	滞納分の収納率を平成23年度は、13%以上とする。
		※22年度の取組状況 ・介護保険料収納率の向上	長寿福祉課	現年分の滞納をまず減らし、過年度については分納誓約による徴収で滞納分を減少させる。	B	2	介護保険料の収納率の向上を図る。		単年度毎	納期限後すぐに未納のお知らせを送付、納期限後20日を経過したものについては督促状を送付、電話督促、臨戸徴収を実施する。	滞納分の収納率を10%以上とする。
		22年度12月末の進捗見通し							平成23年3月末	納期限後すぐに未納のお知らせを送付、納期限後20日を経過したものについては督促状を送付、電話督促、臨戸徴収を実施する。	平成22年度9月末で滞納繰越分残高795万円。上半期で目標の50%を達成。(当初調定額835万円) 今年度中に収納率10%以上の達成を目指す。
		22年度3月末の進捗状況							平成23年3月末	納期限後すぐに未納のお知らせを送付、納期限後20日を経過したものについては督促状を送付、電話督促、臨戸徴収を実施する。	不能欠損処理をしたため、滞納繰越分残高3,835,440円となり、収納率53%となる。
		※23年度からの5年間の目標 ・滞納分の収納率の向上		現年度滞納分の理由に、天引きされているとの誤解、預貯金口座の残高不足等があげられる。広報誌などで定期的に啓発するとともに、滞納者にはお知らせ文書を今後も継続して送付する予定である。現年度の収納率を向上し、滞納繰越に繋がらないよう努力する。			5カ年分		各年度毎	納期限後すぐに未納のお知らせを送付、納期限後20日を経過したものについては督促状を送付、電話督促、臨戸徴収を実施する。また広報誌で周知する。	引き続き滞納繰越分の収納率を10%以上とする。
							23年度分		平成24年3月末	納期限後すぐに未納のお知らせを送付、納期限後20日を経過したものについては督促状を送付、電話督促、臨戸徴収を実施する。また広報誌で周知する。	引き続き滞納繰越分の収納率を10%以上とする。
		※23年度からの5年間の目標(追加項目) ・下水道の加入促進	上下水道課	下水道事業の経営健全化のために、下水道の接続率(水洗化率)の向上に向けた取組の推進を行う。	B	2	5カ年分	水洗化率の向上	平成28年3月末	平成23年度に「(仮称)水洗化促進計画」を策定し、その計画に基づき、未接続世帯への戸別訪問及び水洗便所改造助成制度の活用等を行いながら、水洗化率の向上を図る。	平成21年度末 約63% →平成27年度末 約73%以上
							23年度分	水洗化率の向上	平成24年3月末	水洗化促進計画の実施	平成21年度末 約63% →平成23年度末 約65%以上
		※23年度からの5年間の目標(追加項目) ・運等公園等の使用料の増収	社会教育課	事務局を担当している県・郡の関係機関の事業を町内で実施	B	2	5カ年分				
							23年度分	事務局を担当している県・郡の関係機関の事業を町内で実施	平成24年3月末	対象事業の把握と実施調整	実施可能な事業を実施し、使用料等の増収を図る。

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【2】財源の確保

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容						
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして		どの程度まで	
イ.	適正な受益者負担のあり方検討	※22年度の取組状況 ・適正な受益者負担の在り方の検討（急傾斜事業における受益者負担）	まちづくり振興課	急傾斜の受益者負担金については、負担率の見直しがなされたが、起債の充当等受益者の負担軽減に関する検討が十分とは言えない。補助事業、単独事業全てに関して負担の在り方並びに軽減について、再度検討する。	B	2	受益者負担金・寄付金に関する要綱の制定		本年度において、県単補助の急傾斜事業が実施されることもあり、起債申請も含め7月中を目処に方針を定めたい。	起債の充当率、参入率を参考にとりあえず早急に急傾斜の負担金の率を定める。また負担金・寄付金を徴収する事業を洗い出し、適正な負担率を定める。	平成22年度中に要綱を作成する。条例化が必要なものや条例変更が必要なものは、適宜作業を進める。		
		22年度12月末の進捗見通し						23年度予算作成に必要な部分について、11月中に整理					
		22年度3月末の進捗状況									負担の在り方及び軽減について、検討しているところであり、要綱を制定するには至っていない。		
		※23年度からの5年間の目標 ・林道・作業道開設（他の事業を含む）の受益者負担金について負担率の見直しを検討							5ヵ年分	国や県の補助要綱や採択基準が変更された際、必要に応じて基準を見直す。また、林道・作業道開設（他の事業を含む）の受益者負担金について負担率の見直しを検討する。	平成26年3月末	必要な要綱等の制定や見直し等の検討	要綱等の制定や見直しを実施
			23年度分	急傾斜における負担金要綱の制定	平成24年3月中	国・県の補助率及び起債の充当率、後年度の参入率を考慮し、現要綱の見直し				公平性の確保ができる要綱の制定			
		適正な受益者負担のあり方検討	※22年度の取組状況 ・施設使用料の見直し（吉野町中央公民館・吉野運動公園）	社会教育課	中央公民館の使用料について見直しを行ったが、住民のサークル活動の拠点となっていることから、その使用料については、活動の保障という観点から減免措置を講じる。町の補助金対象団体である町人推協、町文化協会の使用については、当該団体と協議し、減免措置を廃止し使用料を全額徴収している。吉野運動公園の使用料についても、減免額及び減免団体について検討してきたが結論に至っていない。	B	2	施設使用料の減免措置の適正化（吉野町中央公民館、吉野運動公園）		平成23年3月末	減免基準を見直し、要綱要項を整備する。	平成23年4月要綱要項施行。	
			22年度12月末の進捗見通し						日々の使用に関する運用は適正に行っているが、減免措置等が慣例化により運用している面もあり、減免基準を明確化する。	平成24年3月末	減免基準を精査し、要綱を再整備する。	平成24年4月要綱施行	
			22年度3月末の進捗状況									平成23年4月要綱施行予定であったが、運動公園、中央公民館の減免対象団体の整理でまとまらなかったため23年度末施行に至らなかった。	
	※23年度からの5年間の目標 ・施設使用料の減免措置の適正化							平成24年4月から減免基準を運用することをもって完了とする。	5ヵ年分	平成23年度に減免要綱を整備し完了とする。	—	—	—
				23年度分	減免要綱の整備をし、平成23年4月から運用する予定であったが、現状としては未着手。慣例により処理しているため、早急に明文化する。	平成24年3月末	慣例で処理している減免措置について、要綱を整備する。		要綱の整備				
	適正な受益者負担のあり方検討		※22年度の取組状況 ・社会教育セミナーの実施方法の見直し	社会教育課	社会教育セミナーの経費について検討し、資料（材料）代に相当する参加費を徴収するシステムを確立した。講師代、会場使用料等の経費についても引き続き検討する。ここ5年間の生涯学習諸学級への助成金等が2,510千円の減額という効果を見ているが、その効果に見合う学習保障は必要であることから、創意工夫したメニューを提案していく。	B	2	参加者負担の適正化		平成23年3月末（開催都度）	次年度の開催にむけて、経費の大半を受益者負担で賄うということを参加者に説明し、意識づける。このために、要綱等を策定し基準を設ける。	講師料、テキスト代、使用料等の負担を促す。	
		22年度12月末の進捗見通し							参加費を徴収するシステムを構築できた。	—	—	—	
		22年度3月末の進捗状況							—	—	—	平成23年以降も参加費を徴収することをもって完了とする。	
		※23年度からの5年間の目標 ・参加者負担システムを構築済						—	5ヵ年分	—	—	—	—
				23年度分	—	—	—		—				
		適正な受益者負担のあり方検討	※22年度の取組状況 ・社会教育セミナーの実施方法の見直し	社会教育課	社会教育セミナーの経費について検討し、資料（材料）代に相当する参加費を徴収するシステムを確立した。講師代、会場使用料等の経費についても引き続き検討する。ここ5年間の生涯学習諸学級への助成金等が2,510千円の減額という効果を見ているが、その効果に見合う学習保障は必要であることから、創意工夫したメニューを提案していく。	B	2	参加者負担の適正化		平成23年3月末（開催都度）	次年度の開催にむけて、経費の大半を受益者負担で賄うということを参加者に説明し、意識づける。このために、要綱等を策定し基準を設ける。	講師料、テキスト代、使用料等の負担を促す。	
	22年度12月末の進捗見通し							参加費を徴収するシステムを構築できた。	—	—	—		
	22年度3月末の進捗状況							—	—	—	平成23年以降も参加費を徴収することをもって完了とする。		
	※23年度からの5年間の目標 ・参加者負担システムを構築済							—	—	—	—		
	ウ.	遊休町有地等の処分	※22年度の取組状況	総務課	未売却地については、路線価等と原価に価格差があることから予定価格の適正な算出が重要である。隣接所有者への売却交渉が望ましい物件もある。	B	2	未売却町有地の早期処分 ・平尾展望台跡地 ・旧国栖保育所跡地 ・民間賃貸地（吉野山）		平成22年12月末	・一般競争入札 ・随意契約 ・各物件周辺の取引価格を参考に適正価格を提示する必要がある。	近隣の実際の取引価格を参考とし、対象物件の売却を図る。	
22年度12月末の進捗見通し										一般競争入札執行（10月平尾 申込者なし） 随意契約交渉実施			
22年度3月末の進捗状況								未売却町有地の早期処分 ・平尾展望台跡地 ・旧国栖保育所跡地 ・民間賃貸地（吉野山）	平成23年3月末	・平尾 これまで3回の公売実施。申込者なし ・国栖 境界未確定の為地積調査後実施予定 ・吉野山 境界で係争中のため自治会長、役員と協議し 先送り	売却には至らなかった。		
※23年度からの5年間の目標 ・平成20年度から町有地の売却を開始し地元管理等の物件を除く町有地は概ね完了。今後は旧吉野山荘跡地・吉野山幼稚園跡地などの処分と未売却地の価格について再検討し処分								5ヵ年分	未売却地の早期処分	各年度毎	・一般競争入札 ・随意契約 ・各物件周辺の取引価格を参考に適正価格を提示する必要がある。	条件が整い次第、可能な限り処分する。	
	23年度分	未売却地の早期処分		平成24年3月末	・一般競争入札 ・随意契約 ・各物件周辺の取引価格を参考に適正価格を提示する必要がある。	条件が整い次第、可能な限り処分する。							

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【2】財源の確保

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	どの程度まで
エ.	広告事業の推進	※22年度の取組状況 ・事務封筒の無料入手 （各課共通用）	財務課	広告入り各課共通封筒の寄贈を継続して募集する。	B	2	広告入り各課共通封筒の寄贈を継続する。		随時	現状を継続して取り組む。	実施を重ねていく。
		22年度12月末の進捗見通し		広告入り各課共通封筒の寄贈を継続して募集する。			広告入り各課共通封筒の寄贈を継続する。		平成22年12月末	新に新規募集を募る準備をする。	長形3号封筒の新規募集34,000枚を1月より募集できるように事務を行う。角形2号封筒については、引き続き随時受付を行う。
		22年度3月末の進捗状況									長形3号封筒の新規募集34,000枚の募集手続を行い。角形2号封筒と共に引き続き随時受付を行った。
		※23年度からの5年間の目標 ・広告入り各課共通封筒の広告主寄贈による調達を継続		広告入り各課共通封筒の寄贈を継続して募集する。			5カ年分	広告入り各課共通封筒の寄贈を継続する。	随時	現状を継続して取り組む。	実施を重ねていく。
							23年度分	広告入り各課共通封筒の寄贈を継続する。	随時	現状を継続して取り組む。	実施を重ねていく。
		※22年度の取組状況 ・広告入り窓口封筒の導入 （町民課窓口用）	町民課	町民課窓口の戸籍、印鑑証明、住民票等に使用する窓口封筒を製作しているが、今後は広告入封筒とし、広告主に広告入封筒を寄贈していただき制作コストの削減を図る。	B	2	戸籍・住民票・印鑑証明等の専用窓口封筒を広告主寄贈封筒とし、制作コストの削減を図る。		平成22年9月末	平成20年度策定した要綱にしたがい、申込者を公募し実施する。	10,000程度の封筒の寄付を受ける。
		22年度12月末の進捗見通し		町民課窓口の戸籍、印鑑証明、住民票等に使用する窓口封筒を製作しているが、今後は広告入封筒とし、広告主に広告入封筒を寄贈していただき制作コストの削減を図る。			戸籍・住民票・印鑑証明等の専用窓口封筒を広告主寄贈封筒とし、制作コストの削減を図る。		平成22年9月末	戸籍・住民票・印鑑証明等は各種契約時に必要な事があることから、消費者行政活性化補助金を活用し、消費者問題に関する啓発や、消費者相談窓口の広報もかね補助金において作製した。	10月に20, 000枚の封筒を作製した。
		22年度3月末の進捗状況				戸籍・住民票・印鑑証明等の専用窓口封筒を広告主寄贈封筒とし、制作コストの削減を図る。		平成23年3月末	戸籍・住民票・印鑑証明等は各種契約時に必要な事があることから、消費者行政活性化補助金を活用し、消費者問題に関する啓発や、消費者相談窓口の広報もかね補助金において作製した。	10月に20, 000枚の封筒を作製した。	
		※23年度からの5年間の目標 ・町民課窓口用封筒の広告主寄贈による調達を継続				5カ年分	平成24年度まで消費者行政活性化補助金を活用できるので、今後2年間は引き続き補助金において今後のストックも含め作製予定。	毎年3月末	広告掲載を公募して実施する	広告主寄贈封筒により、制作コストの削減を図っていく。	
						23年度分	平成23年度においても、20, 000枚の封筒を補助金において作製予定。	平成24年3月末	昨年度と同様ストック分として、消費者行政活性化補助金を活用し、封筒を作製する。	平成24年2月頃をめどに、20, 000通の封筒をストック分として作製予定。	
		※22年度の取組状況 ・広告入り封筒寄贈の導入 （保険料等の案内通知用）	町民課	税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等案内通知用封筒、約2万通の広告掲載による封筒寄贈の確保に向けて、準備を行う。	B	2			平成23年度予算編成時期まで	他の公共団体において実施している税に関する納付書等への広告掲載状況を調査研究し、基準となる要綱策定から募集・実施までの過程を明確にする。	平成23年度から実施できるよう準備を整える。
		22年度12月末の進捗見通し							平成23年3月末	現在、広告掲載実施要綱、広告掲載基準により広告掲載募集要領を作成しているが、機構改革による課の名称が決定し次第募集をする。	新年度から使用する封筒を、平成23年1月から3月に募集し、広告掲載料を徴収して作成する。
		22年度3月末の進捗状況		税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等案内通知用封筒、約2万通の広告掲載による封筒寄贈の確保に向けて、準備を行う。			機構改革に伴い、税と保険等業務のセクションが分離し、また、保険や年金の還付金等にかかる詐欺が全国的に多発していることもあり、消費者行政活性化補助金を活用し啓発をかねた封筒の作製を行いたい。		平成23年3月末	県消費生活担当課と調整し、消費生活活性化事業補助金を活用し、消費者問題啓発用封筒を作製したい。	住基システムの入れ替えの時期も考え合わせなければいけないが、平成23年10月頃と考えている。
		※23年度からの5年間の目標 ・町民課各種通知用封筒の広告主寄贈による調達を継続		国民健康保険税、後期高齢者医療、子ども手当、福祉医療の各種通知書等の封筒に広告を掲載して掲載料を徴収し作成費用の軽減を図る。			5カ年分	次年度に使用する封筒の作成を行う。	毎年3月末	広告掲載を公募して実施する。	国保税、後期高齢者及び子ども手当の納付書用、申告用、各種通知書用の封筒を作成する。
							23年度分	平成24年度に使用する封筒の作成を行う。	平成24年3月末	県消費生活担当課と調整し、消費生活活性化事業補助金を活用し、消費者問題啓発用封筒を作製したい。	国保税、後期高齢者及び子ども手当の納付書用、申告用、各種通知書用の封筒を作成する。
		※22年度の取組状況 ・広告入り封筒寄贈の導入 （町県民税等の案内通知用）	税務収納課	税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等案内通知用封筒、約2万通の広告掲載による封筒寄贈の確保に向けて、準備を行う。	B	2	広告入り封筒を納税関係通知等で使用する（年間約2万通）場合、他課使用の封筒と異なり、税の特殊性に鑑みて掲載企業の選考を行う必要がある。あらかじめ掲載可能な企業等の基準となる要綱や募集形態、作成までの手順を作成する。併せて、町民に広くPRが必要な役場内の情報を申告書や納税通知等の封筒を媒体として広告することを検討する。		平成23年度予算編成時期まで	他の公共団体において実施している税に関する納付書等への広告掲載状況を調査研究し、基準となる要綱策定から募集・実施までの過程を明確にする。	平成23年度から実施できるよう準備を整える。
		22年度12月末の進捗見通し							平成23年3月末	現在、広告掲載実施要綱、広告掲載基準により広告掲載募集要領を作成しているが、機構改革による課の名称が決定し次第募集をする。	新年度から使用する封筒を、平成23年1月から3月に募集し、広告掲載料を徴収して作成する。
		22年度3月末の進捗状況					広告入り封筒を納税関係通知等で使用する（年間約2万通）他課共通封筒も考えたが、税の特殊性を鑑みて掲載企業の選考が難しい。		平成23年3月末	他町で奈良県農協の広告掲載を聞き、吉野町所在の農協支店の方々に説明、他町の金額と同じなら広告掲載の承諾口頭でもらう。	23年度分については残数があったのと、システム変更に伴い様式の変更等があるかわからないので、24年度分からの募集を考える。
		※23年度からの5年間の目標 ・税務収納課各種通知書封筒の広告主寄贈による調達を継続		町県民税、固定資産税、軽自動車税等の各種通知書等の封筒に広告を掲載して作成費用の軽減を図る。（課の名前が違うので税務収納課だけで作成）			5カ年分	次年度に使用する封筒の作成を行う。	毎年1月末	毎年12月に公募し、1月中に掲載企業を決定。	1月中に掲載企業を決定。町税等の納付書用、申告用、各種通知書の封筒を作成。
							23年度分	平成24年度に使用する封筒の作成を行う。	平成24年1月末予定	12月に公募し、1月中に掲載企業を決定。（12月までに農協に確認）	1月中に掲載企業を決定。町税等の納付書用、申告用、各種通知書の封筒を作成。

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【2】財源の確保

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容					
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして		どの程度まで
エ.	広告事業の推進	※22年度 of 取組状況 ・広告入り封筒の導入 (介護保険事業用)	長寿福祉課	介護保険事業に使用する封筒について、広告入り封筒を導入し事業者等からの寄付を募る。	B	2	財源を確保するため、介護保険事業で使用する封筒を広告入り封筒にし、事業者等から寄付を募る。		平成23年3月末	町の広報誌・ホームページで募集する。	1回目は5月10日締めで募集中(5,000枚3口)3口分の申し込みが完了するまで募集する。	
		財源を確保するため、介護保険事業で使用する封筒を広告入り封筒にし、事業者等から寄付を募る。					平成23年3月末	1回目公募 4月15日～5月10日 広報5月号およびホームページで募集。 2回目公募 9月25日～10月31日 広報9月号およびホームページで募集。	1回目公募分 5,000枚(1口)の申し込みがあり、寄付完了。 2回目公募分 10,000枚(2口)の申し込みがあり、3月末までに寄付完了予定。			
		22年度12月末の進捗見通し					財源を確保するため、介護保険事業で使用する封筒を広告入り封筒にし、事業者等から寄付を募る。		平成23年3月末	1回目公募 4月15日～5月10日 広報5月号およびホームページで募集。 2回目公募 9月25日～10月31日 広報9月号およびホームページで募集。	2回目公募分 10,000枚(2口)の申し込みがあり、5月末までに寄付完了予定。	
		22年度3月末の進捗状況					財源を確保するため、介護保険事業で使用する封筒を広告入り封筒にし、事業者等から寄付を募る。		平成23年3月末	1回目公募 4月15日～5月10日 広報5月号およびホームページで募集。 2回目公募 9月25日～10月31日 広報9月号およびホームページで募集。	2回目公募分 10,000枚(2口)の申し込みがあり、5月末までに寄付完了予定。	
		※23年度からの5年間の目標 ・介護保険事業用封筒の広告主寄贈による調達を継続			介護保険事業に使用する広告入り封筒の寄付を、今後も継続して募集する。			5カ年分	今年度導入した広告入り封筒について、年間使用分の寄付を今後も継続して募集する。	随時	町の広報誌・ホームページで募集する。	介護保険事業で年間使用する枚数分の寄付を募集する。
23年度分				23年度については、今年度2回目の公募による寄付により、年間使用予定枚数に達している。								
オ.	・ふるさと納税の推進と継続納付にむけた「ふるさと応援団」の創設 ・吉野人ネットワークの充実	※22年度 of 取組状況	まちづくり振興課 (観光交流室)	制度開始以降、クレジット納付をいち早く取り入れるなど、納付手続きの簡素化につとめてきた。「吉野」ブランドに支えられて、県内他自治体と比べ全国各地からの納税者が温かい支援を送ってくれている。今後、継続的な納付動機を喚起できるような仕組みづくりと、実際に本町にも訪れていただけるファンを更に増やし、支援の輪を広げていくことが求められている。	B	2	ふるさと納税推進と「ふるさと応援団」の組織化と今後の展開を明確にする。		平成22年10月迄	観光商工課所管の「吉野人ネットワーク」と連携しながら、「ふるさと応援団」の組織化を進める。	「ふるさと応援団」の旗揚げと今後の組織展開の仕組みを確立する。	
		ふるさと応援団 みよしの倶楽部には、町内の方々も入会してくださっている。今後は、ふるさと納税推進の方策として、町内の方にむけたメッセージ発信のあり方を検討する必要がある。					平成22年12月末	年末に発送する新年の挨拶葉書により、吉野人ネットワーク、ふるさと応援団との連携をさらに醸成するメッセージを送る	ふるさと納税を原資とした具体的な事業を、23年度予算編成のなかで考えていく。			
		22年度12月末の進捗見通し					ふるさと応援団 みよしの倶楽部の組織化が達成された。事務の分担も明確になり、観光商工課で、今後の展開を企画立案中である。		平成22年12月末	年末に発送する新年の挨拶葉書により、吉野人ネットワーク、ふるさと応援団との連携をさらに醸成するメッセージを送る	ふるさと納税を原資とした具体的な事業を、23年度予算編成のなかで考えていく。	
		22年度3月末の進捗状況									ふるさと応援団(みよしの倶楽部)の組織化が出来た。(現在会員318名)	
		※23年度からの5年間の目標 ・ふるさと応援団の加入者並びにふるさと納税者の拡大			還暦同窓会の実施やふるさと納税の推奨すると共に、ふるさと応援団「みよしの倶楽部」への入会を呼びかけ、会報誌の発行やイベントへの参加を通じて、人的交流による地域の活性化と吉野町のサポーターづくりを行う			5カ年分	ふるさと応援団の加入者並びにふるさと納税者の拡大	各年度末	ふるさと応援団・ふるさと納税者のリピータを大切にす る。	みよしの倶楽部の体制を充実させ会報誌の増刷を行う。また、新たな特産品の掘出しを行うとともに、納税者のリピータへ魅力のある情報発信をする。
								23年度分	ふるさと納税者の拡大	平成24年3月末	納税者のリピータをいかに大切にしながら、この制度を推進していくか。またふるさと納税を原資とした事業の展開には、納税者の注目が集まっており、明確な説明責任と、貴重な納税意識の尊重の上に立った活用を行う。	納税者のリピータを増やす努力を継続する。
カ.	第2次行財政改革プログラムの進捗管理と住民への情報提供	※22年度 of 取組状況	財務課	平成22年度中に取り組むべき各課の重点目標の進捗管理を確実なものとし、その実現にむけた支援が、行財政改革担当課としての役割である。また先に実施された住民アンケート結果の反省を踏まえ、行政が取り組む行財政改革について、その進捗度、達成度を住民に提示し理解を求めることが欠かせない要件となっている。	B	2	過去5ヶ年の取組の総決算、新たな目標設定実現への取組にむけた進捗管理、取組を進めるにあたっての問題点、課題を明確にしながら、次期行財政改革プログラムの策定作業にあわせて、2月を目処に総括する。		9月に重点改革プログラム2010の中間ヒアリング実施。次期行財政改革プログラムの策定作業にあわせて、2月を目処に総括する。	重点改革プログラム2010の中間ヒアリングをもとに、当初目標の設定とこれまでの取組の有効性について検証し、見直しが必要であれば修正する。総合計画策定の進捗に合わせて、次期行財政改革プログラムも併行して策定することになるので、2月末を目処として総括を早め、取組の移行作業も合わせておこなっていくこととする。	目標設定時、実績評価時、それぞれ議会へ報告し、住民に情報提示する。 1年間の取組において抽出した課題、問題点は、次期行財政改革プログラムに移行し、完了案件は、1年度限りの集結として明確に結論づける。	
		第1次行財政改革プログラムの結果、行財政改革重点プラン2010の内容について					平成22年11月末	広報よしの の誌面にて7月～11月までの連載記事として住民に周知	行財政改革プラン2010の成果については、今後、第1次プログラムの成果と同様に、取り組みの結果を住民に掲載する。			
		22年度12月末の進捗見通し									行財政改革プラン2010の成果及び吉野町第2次行財政改革大綱については、総合計画と時期をあわせて公表していく。	
		22年度3月末の進捗状況									行財政改革プラン2010の成果及び吉野町第2次行財政改革大綱については、総合計画と時期をあわせて公表していく。	
		※23年度からの5年間の目標 ・各年度中の取り組みの総括と進捗管理、住民への情報提示						5カ年分	第2次行財政改革プログラムの進捗状況	各年度中	広報誌・ホームページ上での周知と、CATVを活用した取り組みの周知を重ねる	役場の取り組む行財政改革の認知度を上げる
23年度分	第2次行財政改革プログラムの進捗状況	年度中	広報誌・ホームページ上での周知と、CATVを活用した取り組みの周知を重ねる	役場の取り組む行財政改革の認知度を上げる								

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【3】補助金・公共料金の適正化

小 項 目			課題等における概要	重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容						
				大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして		どの程度まで	
ア.	町単独補助金の適正化	※22年度の取組状況 ・（税務収納課関係）	税務収納課	たばこ税は町民の健康思考が強くなり、たばこ離れが加速化して、平成17年度に57,452,674円が平成21年度には42,603,519円（25.85％の減）となる。町煙友会補助金は、平成17年度時点の額134,000円が毎年見直されて平成21年度は77,000円（42.96％減）となった。平成22年10月よりたばこ税の税率改正による減収も予想される。今年度においては、活動内容に応じて補助金を支出するよう検討。	B	3	町煙友会補助金を活動内容に応じて支出する。		平成23年3月末	たばこ税は町民の健康志向により年々減少傾向にある。平成22年10月にはたばこ税の税率改正により減少が予想されることから消費拡大等の活動実績により補助金を支出する。		たばこ税の税率改正がある中、活動実績報告により必要経費を精査の上、予算内において補助する。
		22年度12月末の進捗見通し		補助金を活動内容に応じて支出する。			煙友会の活動内容の確認をする。			3月末までに支出する		
		22年度3月末の進捗状況		町煙友会補助金を活動内容に応じて支出。			平成23年3月末	煙友会の活動内容の確認を行う。		事業内容を精査し、適正な支出を行った。		
		※23年度からの5年間の目標 ・事業内容の精査の継続と町の財政状況に応じた適正な支出				5カ年分	町単補助金の必要性を	毎年3月末	事業内容を精査して		財政状況に応じた適正な補助を行う。	
						23年度分	町単補助金の必要性を	平成24年3月末	事業内容を精査して		財政状況に応じた適正な補助を行う。	
		※22年度の取組状況 ・（まちづくり振興課関係）	まちづくり振興課	関係諸団体への補助金については減額をしており、それなりの効果額はでているが、22年度予算より事業費補助へと移行を進める中、事業の必要性等を見極める基準が必要となってきた。	B	3	関係諸団体が実施している事業を洗い出し、その必要性を審査する。		平成23年度10月末	従来の補助金の既得権を認めず、全ての補助団体に新規と同様の補助金交付要望書の提出を求める。		平成23年度予算に反映する。
		22年度12月末の進捗見通し		23年度予算査定までに関係団体のヒアリングを完了								
		22年度3月末の進捗状況									平成23年度予算査定までに、関係団体と来年度の要望事項・事業計画・前年度決算報告等を基に、ヒアリングを行い、平成23年度予算に反映することが出来た。	
		※23年度からの5年間の目標 ・事業内容の精査の継続と町の財政状況に応じた適正な支出				5カ年分	町単補助金の必要性を	各年度	事業内容を精査して		町の財政状況に応じた、適正な補助を行う。	
						23年度分	町単補助金の必要性を	平成24年3月末	事業内容を精査して		町の財政状況に応じた、適正な補助を行う。	
		※22年度の取組状況 ・（まちづくり振興課・観光交流室関係）	まちづくり振興課（観光交流室）	町単独補助金を平成16年度から比べて50％以下に削減をおこなった。	B	3	町単独の補助金を適正に支出し効果的になっているか検証する。		今年度中に検討、協議し、来年度から実施出来るものは実施していく。	当課以外の動向も考慮しながら、当該団体等と協議をおこない効果を見極め実施する。		効果の有無等を確認し、交付金等に移行するべきか判断する。
		22年度12月末の進捗見通し		各当該団体の活動状況と補助金の効果を検証								
		22年度3月末の進捗状況									各種団体の事業実績報告書を基に、ヒアリングを実施し、効果の検証を行い、適正な補助を行った。	
		※23年度からの5年間の目標 ・活動内容の精査の継続と交付金制度への移行検討		今後も適正な補助に向けてヒヤリングの実施を行う。	5カ年分	各種団体との調整を今後も行う。	各年度	活動内容の精査		交付金制度に移行		
					23年度分	事業の実施内容に応じ交付金に移行する	平成24年3月末	適正補助の更なる検討		活動に応じた補助（交付金）の確立		
		※22年度の取組状況 ・（社会教育課関係）	社会教育課	生涯学習諸学級の運営方法について見直しを行い、経費については直営方式とした。各種団体と補助金の活用について協議してきた結果、町人推協、町文化協会、町体育協会等の補助金を減額した。また、町人推協については、主体的に補助金枠の返上をしている。	B	3	各種団体の補助金については、金額のみならず、その活用方法、使途も含め精査する。しかし、必要経費については確保しなければならない。		平成22年6月末	単に当該団体の活動のための補助金という位置づけではなく、その活動が町全体としてどれだけの影響や成果があるのかという事も含め協議を進める。		平成22年～26年の5カ年の補助金ベースを確定させる。
		22年度12月末の進捗見通し		補助金の額については、適正な額まで減額できたと考える。			単に当該団体の活動のための補助金という位置づけではなく、その活動が町全体としてどれだけの影響や成果があるのかという事も含め協議を進める。			平成22年～26年の5カ年の補助金ベース当該団体に周知する。		
		22年度3月末の進捗状況									平成22年～26年の5カ年の補助金ベース当該団体に周知する。文化財補助金については、平成22年度中に基準を定めたことにより、適正化を完了した。	
		※23年度からの5年間の目標 ・活動内容について、協働の視点を引き続き提起		補助額については妥当な金額まで整理できたと考えるが、金額に見合う活動については引き続き提案していく。	5カ年分	団体の主旨を尊重しながら、協働の視点を引き続き提起していく。	毎年3月末	他の団体との連携を図り、町全体の活性化をめざす。		社会教育関係団体連絡会議の活動の軸になるようにする。		
					23年度分	団体の主旨を尊重しながら、協働の視点を引き続き提起していく。	平成24年3月末	他の団体との連携を図り、町全体の活性化をめざす。		社会教育関係団体連絡会議の活動の軸になるようにする。		

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【4】アウトソーシングの促進

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	どの程度まで
ア.	吉野運動公園の管理体制検討	※22年度の取組状況	社会教育課	吉野運動公園の管理方法について検討してきた結果、22年3月末をもって管理人による常直体制を廃止した。引き続き、指定管理者制度の導入も含め管理体制について検討する。 緑地管理については緊急雇用対策で対応したが、当該事業廃止後の管理体制が課題となっている。	B	4	指定管理者制度の導入について継続した検討（吉野運動公園）		平成22年11月末	将来の展望を見据えた上で、指定管理者制度の導入と直営方式をあらゆる角度から精査し、管理方法を検討する。	平成23年度からの運営体制について、指定管理若しくは現状より縮小した形で直営管理を行うか等、判断資料を作成する。
		22年度12月末の進捗見通し		吉野運動公園の将来的な管理方法について、引き続き検討を進める。			部分委託も視野に入れて、管理方法を検討		平成23年9月末	運動公園の利用者の意見も参考にしながら進める。	部分委託の先に指定管理とつながるよう
		22年度3月末の進捗状況								吉野運動公園の将来的な管理方法について検討の域から出ていない。	
		※23年度からの5年間の目標 ・利用団体、利用者との連携、協働等による運営管理		平成23年度以降の管理体制について、一定の方向性を確定する。現時点で、直近の管理方法を指定管理か直営管理の選択を行う。部分委託の延長線上に指定管理がつながるように勤める。			5ヵ年分	現行よりコストを縮小した形で管理運営	平成28年3月末	スポーツクラブ、体協、スポーツ少年団等利用団体との連携を図る	住民(利用者)との協働による運営管理
							23年度分	部分委託も含め、管理方法を検討	平成24年3月末	運動公園の利用者の意見も参考にしながら進める。	運営方法について、指定管理若しくは部分委託又は現状より縮小した形で直営管理を行うか等、判断資料を作成する。

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【5】公共施設の管理運営方法の見直し

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容					
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして		どの程度まで
ア.	吉野病院再生に向けての取組	※22年度の取組状況 ・南和地域の公立病院の再編・ネットワーク	病院	南和地域において、五條、大淀、吉野の各病院とも医師確保がままならない状態が続いている中、病院財政は悪化の一途を辿っており、自治体本体の運営を圧迫している状態となっている。今後、南和医療圏における医療提供体制を構築するにあたり、それぞれ単独での病院経営だけでなく3病院の再編構想まで協議していく。	B	5	3病院の再編の基本構想の決定		秋までに	南和医療圏の勉強会（奈良県、五條市、大淀町、下市町、吉野町）をもとに、各首長の合意を図る。	まずは各自治体の首長の合意を形成し、その後シンポジウムの開催等とおして、住民、議会の共通認識を図る。	
		22年度12月末の進捗見通し										
		22年度3月末の進捗状況										
		※23年度からの5年間の目標 ・南和医療再生計画に基づく運営形態の変更と実施										
		※22年度の取組状況 ・吉野病院の経営運営形態の見直し	病院	整形外科の医師不足により、病床利用率が低下している。病床の利用率向上のため運営形態（療養型、看護基準の変更等）の見直しを行う。	B	5	病床利用率が上がる運営形態の確立		平成22年9月末	事務局案をコンサルと共に作成し、議会およびあり方委員会に図る。秋以降は移行の準備を行う。（建物改修、人員確保、新体制の確立）	平成23年4月には、病床の利用率を75%までにする。	
		22年度12月末の進捗見通し										
		22年度3月末の進捗状況										
		※23年度からの5年間の目標 ・運営形態の見直しと病床利用率の向上										
							5ヵ年分	南和医療再生計画に基づく運営実施	平成25年4月開始	南和の医療等に関する協議会の決定による。	運営実施	
							23年度分	医療体制について協議	23年度中	各部会で協議	医療体制案	
イ.	ビジターセンターの運営管理体制の見直し	※22年度の取組状況	まちづくり振興課（観光交流室）	吉野山ビジターセンターを平成21年度に、県より無償譲渡を受け、現在臨時職員を期間を最小限として配置して運営を行っているが、指定管理者制度の導入を含む新たな管理活用方法を検討する。	B	5	指定管理者制度の導入も含め利便性、効率性を考え運営管理の見直しをおこなう。		平成23年3月末	開館時間、管理経費等を考慮しビジターセンターとしての有効利用の方法を実施する。	指定管理者制度の導入も含め、現在よりも利用者の利便性と経費の削減ができる管理方法の決定をする。	
		22年度12月末の進捗見通し										
		22年度3月末の進捗状況										
		※23年度からの5年間の目標 ・新たな管理運営方法による有効利用										
								5ヵ年分	ビジターセンターの指定管理について	毎年度	指定管理者との協議	適正に管理を維持する。
								23年度分	ビジターセンターの管理運営方法を	平成24年3月末	協定書（案）を作成するなどし	指定管理へ移行する。

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【5】公共施設の管理運営方法の見直し

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	
ウ.	公共施設指定管理の促進	※22年度の取組状況	総務課	地域との協議の結果、平成21年11月より国栖・中竜門地域の活動拠点として『国栖の里総合センター』、『中竜門地域振興センター』として名称を変更し隔日で開始。 国栖、中竜門施設については、事務所以外の施設維持管理を地元の国栖地区自治会・柳区と協議のうえ、指定管理制度での管理運営を実施する。	B	5	指定管理制度による管理運営 ・国栖支所 ・中竜門支所		平成22年12月末	集会施設に係る指定管理に関する協定書の締結。	次年度より実施できるような体制づくり
		事務所以外の管理運営						協定書の締結予定			
									使用目的を明確に位置づけられる段階に至っていない。		
		※23年度からの5年間の目標 ・国栖の里総合センター、中竜門地域振興センターにおける指定管理制度の導入							5か年分	指定管理制度による管理運営 ・国栖支所 ・中竜門支所	各年度毎
23年度分	指定管理制度による管理運営 ・国栖支所 ・中竜門支所		平成24年3月末	地区・地域との話し合いを重ねる	使用目的に伴った指定管理の在り方を定めていく。						
エ.	ケーブルテレビ局の運営体制の見直し(住民参画を含む)と民間委託の検討	※22年度の取組状況	協働推進課 (広報広聴室)	H8年に設立され公設・公営であった吉野町有線テレビ放送施設は、第3セクター方式のこまどりケーブルに移行し、公設・民営ケーブルテレビとして再出発をした。これによりケーブルテレビ施設の保守管理・顧客管理・課金管理等の業務管理がなくなり効率化を実現した。 一方、吉野町独自の行政サービスとして「音声告知放送サービス」と「自主放送サービス」は今後も継続され、住民に向けた情報提供サービスとして公共情報利用料420円を別に徴収し運営費に充当されている。 この様な中、特に自主放送の運営による情報提供は、CVY職員の効率化が図られた。また、一部アナウンサーの外部人員の導入を図って来た。今後ケーブルテレビによる情報提供の充実化と住民参画を含めて、制作体制を見直し、自主放送番組内容の向上を図る。	B	5	CATV自主放送番組の制作に積極的に取り組む自治体との広域連携・番組制作への住民参画の促進		平成22年度から継続的に	CATV自主放送番組の制作に積極的に取り組む自治体との広域連携を深める。また住民の番組制作における参画を求めるような仕組みづくりについても検討する。	自主放送番組の充実にむけた効率的な番組制作体制の実施
		協議中のため未定。					協議中のため未定	協議中のため未定。	協議中のため未定。		
							平成23年3月末		当初の方針は実現困難となったが、今後も番組の制作協力を継続していく方向である。		
		※23年度からの5年間の目標 ・近隣CATV局との番組の共同制作と町内の地域情報の広域的な放送の実施。 及び映像ボランティア等による放送制作への参加の推進。							5か年分	吉野町・大淀町・下市町・宇陀市の4CATV局との番組放送と制作の協力体制。及び、KCNエリアへの地域情報提供。	平成28年3月末
23年度分	・奈良県平野部のKCNエリアへの、4CATV局の地域情報番組の放送。 ・映像ボランティアの募集。		平成24年3月末	・KCNの番組編成に4自治体の番組枠を要望。 ・映像ボランティア等の募集。	・KCNに月1回30分枠の番組放送を要望。 ・2～3名程度の映像ボランティア等を募集。						

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【6】広域行政の推進

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容					
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして		どの程度まで
ア.	戸籍の共同電算化	※22年度の取組状況	町民課	両支所から戸籍事務等の移行が完了し、本庁舎にて戸籍の一元管理をする事ができた。 平成22年度については、平成23年度戸籍の共同電算化実施に向けた協議を電算担当課と共に行う。	B	6	平成23年度に戸籍の電算化に向けた準備等を行う。		平成23年度予算編成までに(9月～10月頃)	電算担当課と共に、三町村(吉野・川上・東吉野)と協議を進め、共同電算化の方向と具体的なスケジュールを検討し、法務局並びに県へ確認事項の確認を随時行う。	三町村での共同電算化の具体的な方向性の決定と概算事業費の算出、共同電算化体制を決定する。	
		22年度12月末の進捗見通し		戸籍の共同電算化向け、平成23年度事業着手できるよう、吉野広域行政組合を核としながら、吉野町、川上村、東吉野村と協議を行っている。			平成23年度戸籍共同電算化事業着手に向けた		予算並びに条例関係については、平成22年12月まで。 電算機器の仕様等については平成23年3月までに協議を行う。	吉野広域行政組合が中心となり、電算担当課並びに戸籍担当課と具体的な協議を行いながら、業者視察も行い、仕様書作成や業者選定の検討を行いたい。	平成23年4月に事業着手できるよう準備をし、平成23年度中に電算化移行作業を行い、平成24年3月には戸籍電算化完了としたい。	
		22年度3月末の進捗状況		戸籍の共同電算化向け、平成23年度事業着手できるよう、吉野広域行政組合を核としながら、吉野町、川上村、東吉野村で電算機器の仕様や業者選定等協議を行い、新年度早々入札を行い、平成23年度において事業を完了する予定で進めている。	平成23年度中に事業完了するよう事務を進めている。 本格稼働は平成24年3月中を予定している。		平成23年度当初に吉野広域行政において業者選定を行い、平成23年5月に紙戸籍等を電算に取り込み、戸籍に記載している内容の疑義照会等を進め、平成24年3月中に本格稼働の予定	吉野広域行政組合が中心となり、業者選定や各種条例整備等を行い、平成23年5月に紙戸籍等を電算に取り込み、戸籍に記載している内容の疑義照会等を行い、平成24年3月には本格稼働	平成23年度中に電算化移行作業を行い、平成24年3月には戸籍電算化完了としたい。			
		※23年度からの5年間の目標 ・平成23年度中に移行作業を行い、本格稼働を実施		吉野町、川上村、東吉野村、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村の7町村による戸籍共同電算化を実施する。電算化することで迅速、且つ正確な戸籍事務ができて、大幅な業務の改善となり、住民サービスの向上に繋げる。又、電算化を共同することで経費の削減を図る。			5か年分	平成23年度に戸籍の共同電算化移行作業を行い、平成24年3月には電算運用を行う。				
							23年度分	業者決定を行い、具体的な電算化移行事務を行う。	平成24年3月末		本年度中に本格稼働する	

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

B:健全で効果的な行財政運営の推進 【6】広域行政の推進

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容					
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして		どの程度まで
イ.	電算事務の広域化の研究	※22年度の取組状況	財務課	情報システム関係経費の経常経費の削減は、行財政改革において必須のひとつである。 他の自治体での取組実績をみると、広域化により経常経費の削減を達成している事例もある。 今後、戸籍の電算化を含め、吉野広域行政組合構成町村の枠組みで、調査研究を始めることが、三町村の首長間で合意されているところであり、これを進めていく。	B	7	電算事務の広域化についての調査研究を進めながら、組合構成町村での可能な取組を具体化する。		戸籍電算化の動きと併行しての作業(平成23年度予算編成前までに)	電算事務担当者レベルからの協議を重ねる。	平成23年度の戸籍電算化事業予算との関連を踏まえて、今後の見通しを整理し検討資料としてまとめる。	
		22年度12月末の進捗見通し		広域化の具体的な調査研究に進捗がないが、戸籍共同電算化における事務的環境が整いつつある。			平成22年12月末	電算事務担当者レベルからの協議を重ねる。	今後の見通しを検討する部会の設定が必要			
		22年度3月末の進捗状況							郡内7町村での戸籍電算化業務を進めるため、調達仕様の作成を共同で行うなど具体的な作業を開始している。その他電算事務の広域化の協議については、各市町村が住基法改正に伴う基幹系電算システムの更新業務への対応に急を要し、具体的な協議を開始することができなかった。			
		※23年度からの5年間の目標 ・近隣町村の状況把握と共同電算の手法の具体化					5カ年分	近隣町村と連携調整を図りながら、電算コストの削減や業務の効率化を目指す	平成27年3月末	戸籍電算化を端緒として、5ヶ年先をゴールに、近隣町村の共同電算の手法を具体化して、取り組めるものから順次取り組んでいく。	最終は、基幹系の単独システム稼働でなく、共同電算の稼働体制の実現を目指し、業務の効率化とITコスト削減、大災害時の危機管理体制を含めて、共同電算のあり方を広域的に議論し、成果を生み出す。	
23年度分	共同電算を検討するため、近隣町村の状況を把握する						平成24年3月末	近隣市町村の事例を研究しながら、吉野町近隣町村の共同電算のあり方を探る。	共同電算化に向けて、近隣町村の状況を調査・整理しまとめる。			
ウ.	ごみに関する広域行政の推進	※22年度の取組状況	生活環境課	現在使用している吉野三町村クリーンセンターごみ処理施設については、老朽化等により新しい施設の建設が必要である。 ごみ処理は自治体の責務であり、厳しい財政状況の中で効率的に施設を建設運営する為には、広域的に整備する必要がある。 今後、吉野三町村を中心に地理的に隣接する自治体や組合と調整を行う。	B	6	吉野三町村を中心に地理的に隣接する自治体や組合と広域化について協議、調整を行う。		平成22年12月末	隣接する自治体や組合と、広域化にむけた会議を定期的に開催をする。	広域化を構成する自治体等の広域圏の概要をまとめる。	
		22年度12月末の進捗見通し								概要のまとめは、まだできていない。3月末までずれこむ見込み。		
		22年度3月末の進捗状況							吉野三町村クリーンセンターが中心となり、御所市・田原本町と施設新設に向け、一組に参画すべく調整も不調に終わった。			
		※23年度からの5年間の目標 ・関係機関、関係市町村との協議、調整と現施設以外でのごみ処理の実施					5カ年分	現施設が、28年度に終了につき、他の方法によるごみ処理を行う。	平成27年3月末	関係組合、市町村と協議。	現施設以外のところでのごみ処理を目指す。	
							23年度分	整備手法や市町村の枠組みについて検討する。	平成24年3月末	吉野広域行政組合を主体として、構成町村とともに協議。	手法、枠組みについての方向性をまとめる。	
エ.	教育委員会の広域化の研究	※22年度の取組状況	教育総務課	「教育委員会の広域的な連携の作業部会」に出席して情報収集を行い、近隣市町村の動向を見ながら研究していく。	B	6	教育委員会の広域化についての方策について		平成23年3月末	「奈良モデル」検討会の作業部会へ参加する。	他町村の動向や「作業部会」の進捗段階に合わせ、成果を整理する。	
		22年度12月末の進捗見通し										
		22年度3月末の進捗状況		文化財事業について、吉野町・大淀町以外の町村には文化財専門職員がいない。 非常勤講師について、非常勤講師の希望者が少なく、毎年非常勤講師の確保が困難である。			「文化財事業の共同実施」と「非常勤講師の連携確保」について検討。		「奈良モデル」検討会作業部会に参加	文化財事業の共同実施は行わないと決定した。 非常勤講師の連携確保については、講師リストを作成した。		
		※23年度からの5年間の目標 ・事務広域化の検討		「教育委員会の広域的な連携の作業部会」に出席して情報収集を行い、近隣市町村の動向を見ながら研究していく。			5カ年分	教育委員会の広域化の実施に向けて検討していく。	平成25年3月末	広域化に向けた会議を定期的に開催する。	事務の広域化の内容を検討する。	
							23年度分	吉野地域分科会で広域的な連携について、協議を行う。	平成23年12月末	吉野地域分科会を定期的に開催する。	各町村の要望をまとめる。	

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

C:積極的な情報提示・開示の推進 【1】公会計改革・会計制度の見直し

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	
ア.	公会計改革の取組	※22年度の取組状況	財務課	公会計改革・会計制度等の見直しを行う。	C	1	公会計改革・会計制度等の見直		平成23年3月末	関係各課と連携調整しながら進めていく。	平成23年秋に平成22年度の決算を公表できるように準備する。
		22年度12月末の進捗見通し		公会計改革・会計制度等の見直しを行う。			公会計制度に伴う財務諸表の平成21年度資金収支計算書を作成する。		平成22年12月末	関係各課と連携調整していく。	ほぼ完成の状態まで作成する。
		22年度3月末の進捗状況								平成21年度資金収支計算書は、完成させることができなかった。平成22年度決算の財務諸表作成準備も十分にはできなかった。	
		※23年度からの5年間の目標 ・公会計改革・会計制度等の見直		地方自治法に基づく、単式会計・現金主義による財務会計処理を継続しながら、経費支出、建設投資と資産増減を明確に関連付けして、発生主義に基づく複式による会計処理を取り入れ、財務情報を活用して政策判断する管理会計として機能させていく。		5か年分	財務4表の作成	毎年秋	関係各課と連携調整していく。	翌年度以降の決算により随時、財務4表を作成し公表していく。	
						23年度分	平成22年度の財務4表の作成	平成23年度末	関係各課と連携調整していく。	平成23年度末に平成22年度の財務4表を作成する。	
イ.	公会計制度の見直しに伴う公有財産台帳の整備	※22年度の取組状況	総務課	土地等の評価の前に固定資産台帳の整備を行う必要がある。	C	1	固定資産台帳の整備と評価		平成23年3月末	町財産の把握を行うため、税務保険課の固定資産の名寄台帳より抽出する。	評価額を含めない台帳を整備する。
		22年度12月末の進捗見通し		緊急雇用事業を活用し、平成23年度として県へ要望中			H23緊急雇用創出事業によるデジタル化事業で対応。			固定資産の名寄台帳より抽出し、土地・建物の不動産について公有財産台帳・道路台帳・河川台帳・林道台帳林道台帳から一定の調査は終了。ただし法定外公共物の里道・水路については不明である。	
		22年度3月末の進捗状況		緊急雇用事業を活用し、平成23年度として県へ要望			業者委託を行う為、仕様書の作成		平成23年3月末	仕様書内訳金額の積算	入札執行可能
		※23年度からの5年間の目標 ・公有財産管理台帳デジタル化の早期推進		新地方公会計制度への移行において、以下の課題あり。 ・町有財産の実態把握がなされていない。 ・町有財産台帳では、数量・距離・面積のみの台帳で(評価額)の把握ができない。 ・町有財産管理が各担当部署で管理しており、作成基準や管理運用が統括されていない。 ・法定外公共物(里道・水路)や町道敷地内の未登記地の取扱いについて協議、検討が必要である。		5か年分	公有財産台帳の情報管理と公会計制度に沿った情報公開	各年度毎	台帳の各項目ごとの更新	適切な情報管理と公会計制度に沿った情報公開	
						23年度分	公有財産管理台帳デジタル化	平成23年3月末	入札による業務委託	新地方公会計制度に対応した台帳整備。	

C:積極的な情報開示・開示の推進 【2】積極的な町政情報の公開・提供

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	どの程度まで
ア.	住民への行政情報提供の推進	※22年度の取組状況	協働推進課 (広報広聴室)	住民への行政情報の提供については、平成21年11月に実施した住民まちづくりアンケートの結果においても、行財政改革をはじめ諸施策の情報提供や住民意向の聴取について、住民の満足度は低く、また今後重点的に取り組むべき事項としてあげられている。 また、協働のまちづくりを進めるためには、住民と行政が対等な関係で情報を共有することが重要であり、その意味でも取り組みが急務である。 ケーブルテレビによる映像情報、音声告知による音声情報、印刷物の広報紙による情報、HPIによる情報提供により、行政・地域・文化観光等の情報を発信していく。	C	2	様々な行政情報の積極的提供 情報提供に関するガイドライン策定の検討		情報提供については年間を通じて、出来るだけ早く。 ガイドライン策定の検討については、第4次総合計画や第2次行財政改革プログラム の策定状況を見ながら、平成23年3月に策定の是非を検討する。	広報誌、自主放送、文字ニュース、ホームページ等、あらゆる情報提供ツールを出来る限り活用し、分かりやすい内容のものを迅速に情報提供する。 職員が取材現場で出演し、制作に参加する方法で各課の取り組みを映像化・紙面化し住民に情報提供を行う。	町政運営にかかる基本方針や重要な基本計画、重要な施策の進捗状況、職員の定数及び給与、財政、審議会、環境・福祉・健康・防災・教育その他町民生活に密接な関係がある事項、及び町が行う行事等について、担当課の判断により情報提供が可能なものから進める。
		22年度12月末の進捗見通し				情報提供に関するガイドライン策定のための検討。					
		22年度3月末の進捗状況				吉野町パブリックコメント手続に関する指針を制定する		3月までに	町が実施するパブリックコメント手続に 関し必要な事項を定めることにより、町の行政運営における公正性の確保、透明性の向上及び町民参加の促進を図る。	吉野町パブリックコメント手続 に関する指針制定済み。	
		※23年度からの5年間の目標 ・住民と行政が情報を共有することが求められており、行政情報を積極的に分かりやすく提供し、住民と行政の信頼関係を構築				5ヵ年分	様々な行政情報の積極的提供	各年度毎	広報誌、自主放送、文字ニュース、ホームページ等、あらゆる情報提供ツールを出来る限り活用し、分かりやすい内容のものを迅速に情報提供する。 職員が取材現場で出演し、制作に参加する方法で各課の取り組みを映像化・紙面化し住民に情報提供を行う。	町政運営にかかる基本方針や重要な基本計画、重要な施策の進捗状況、職員の定数及び給与、財政、審議会、環境・福祉・健康・防災・教育その他町民生活に密接な関係がある事項、及び町が行う行事等について、担当課の判断により情報提供が可能なものから進める。	
						23年度分	・ホームページ上で町からの情報提供に関する意見募集を実施する。 ・広報紙においては、住民の方が投稿できるシステムを構築する。		平成24年3月末	積極的な情報提供を実施するため、各課への啓発を行う。	情報提供の が可能な行政情報を積極的に各種のツールを活用し、実施する。
イ.	個人情報保護制度の確立	※22年度の取組状況	総務課	国では、平成15年5月「個人情報保護関連5法」が成立、平成17年4月に法が施行され、現在各地方自治体では情報公開条例の整備とセットで100%個人情報保護条例が制定済みとなっている。 しかし、当町ではこれまでの、電算条例を適用し、策定済み（奈良県内で吉野町のみが未制定）としてきたが、災害時要援護者リストの共有等ができないこともあり、早急の整備が必要である。	C	2	個人情報保護条例制定に伴う万全な運用体制の確立		罰則規定について地方検察庁との協議を9月議会までに終え、9月条例施行を目指す。	個人情報洗い出し職員説明会4月下旬に開催。 洗い出し調査5月末までとする。 各課ヒアリング6月中旬に実施する。 6月議会で実施機関に議会をいれるかどうか具申する。 検察庁との協議を8月中旬までに終える。 運用マニュアルの作成。 9月議会条例上程並びに電算条例廃止する。	9月議会上程議決後、施行する。
		22年度12月末の進捗見通し						12月議会上程	H23.4月施行		
		22年度3月末の進捗状況				個人情報保護条例制定済		平成23年3月末	条例及び規則に基づき実施	平成23年4月実施済	
		※23年度からの5年間の目標 ・平成23年4月から関係条例・規則を施行済				5ヵ年分					
						23年度分					

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

D:職員能力の開発と適正な人事管理の推進 【1】専門性、政策能力等を有する人材育成と活用

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	どの程度まで
ア.	職員研修計画の作成	※22年度の取組状況	総務課	「吉野町人材育成基本方針」を平成21年4月に策定した。研修に対する職員の意識も向上しつつあり、基本方針に沿った平成22年度の職員研修計画を早急に作成する。	D	2	平成22年度職員研修計画の作成。		計画作成に向けた準備＜4月～5月末＞ 計画作成＜6月中＞ 研修自体は平行して実施していく	「吉野町人材育成基本方針」を基に、今年度、実現可能な計画を作成する。なお、奈良県市町村職員研修センターの研修も随時取り込み活用する。全国市町村国際文化研修所の研修内容について職員に周知し、希望者を募る。	基本方針第4章の分類別及び階層別に具体的研修を計画し実施する。
		22年度12月末の進捗見通し					平成22年度職員研修計画作成済み。		平成22年6月末 計画策定済	町内LANの掲示版を利用して、職員に周知。応募者多数の場合は調整している。	各階層別研修を実施
		22年度3月末の進捗状況		平成22年度職員研修の実績を踏まえ、新年度の職員研修計画を、県市町村職員研修センター等が主催する研修事業をベースに立案した。昨年から協働のまちづくり元気創造事業の企画立案には、職員の自主的な参加によるワーキンググループが出来、職場内研修のあらたな機会として期待できる動きがある。			平成22年度職員研修計画に基づく研修の実施		平成23年3月末	町内LANの掲示版を利用して、職員に周知。応募者多数の場合は調整を行う一方で、総務課から直接、該当する職員への勧誘もしている。	平成22年度実績：受講講座数73件・受講延べ人数79名（公営企業会計職員含） 受講率 全職員の36. 07%
		※23年度からの5年間の目標		「吉野町人材育成基本方針」を平成21年4月に策定した。研修に対する職員の意識も向上しつつあり、基本方針に沿った平成22年度の職員研修計画を作成した。次年度においても前年度の反省点を検証し、時代の変化に即した効果的な研修内容を求め実施する。			5ヵ年分	人材育成の基本は「自学」の重要性である。自ら学び、成長することが最も基本であるとして、「考え、調査し、行動する職員」集団への職場風土づくりを人材育成方針のもと「研修」をすすめる	毎年度の実績を検証しつつ、研修体系の見直しや実施内容の充実を図る。	職員の能力開発を、能力育成期＝新規採用後10年程度・能力拡張期＝その後の10年程度・能力発揮期＝40歳代前半からと3つのフェーズ（局面）を研修体系に位置づけるなど、職員全体の能力の底上げに取り組む。	人材育成方針に掲げる「これからの時代に求められる職員像」を目指し、自らの能力を最大限に引き出す職能集団を形成する。
		・研修体系、実施内容の見直しと充実					23年度分	吉野町職員としてのキャリアデザインを描ける研修体系の見直しを進めながら、研修計画のもと実施する。	平成23年6月末までに新規計画を立案する。4月以降実施については随時案内	単に周知に終わることなく、「研修」に各職員が学ぶ気持ちを引き出す工夫を担当課として取り組む。職員が講師となる内部研修も企画する。研修復命書の活用も考える。	受講率の向上 目標値 全職員の40%
イ.	人事評価制度試行の活用	※22年度の取組状況	総務課	人事評価制度が平成21年度後半から試行導入されている。 活発な課内での対話に活かせていないため、活かせる方策を検討・実施していく。 各課員の目標が明らかにるように、面接だけでなく、各課内での指揮命令系統に則って自薦に課内会議やグループ会議を行うことを奨励する。 人事評価の日程を職員に啓発する。	D	2	人事評価制度を活用させる。		平成23年3月末	各課で人事評価ツールを用いた対話をする機会を設けてもらう。 吉野町全体の目標と、各課の目標、グループの目標、各職員の目標が系統立ったものになるように、もった政策の方向性を対話する。 職員間で、お互いの能力や得意分野も話できるように事務を行う中でも、自分の評価が納得できるように話し込む。	各課で人事評価制度を契機とした対話や議論をする雰囲気づくりを醸成する。 吉野町全体の目標と、各課の目標、グループの目標、各職員の目標が系統だったものとして、お互いが理解できるよう、通常業務のなかで政策立案にかかる話し合いの機会を重ねる。お互いの能力や得意分野についても話題を広げるなど、人事評価制度における職員の相互理解を深める。
		22年度12月末の進捗見通し					人事評価制度試行中				
		22年度3月末の進捗状況								業務評価と能力評価について、目標設定時、期間途中及び評価決定時に対話を行う。	今後の課及び個人の目標に取り入れた。
		※23年度からの5年間の目標		人事評価の結果を給与（定期昇給・勤勉手当）に反映する事により職員の能力と組織全体の公務能率の向上を図り、質の高い住民サービスを提供する。			5ヵ年分	人事評価制度の活用	各年度毎	吉野町全体の目標、各課の目標、自己の目標に対し、実現に向かって職務を遂行するためには、各課職員間の対話する機会を各課で定め協議し、組織全体の目標に取り入れる。	人事評価制度の活用
		・人事評価制度の活用					23年度分	給与への反映方法等の確立	平成24年3月末	評価の客観性、公平性、透明性の整理	給与への反映についての、職員への説明と評価者研修の実施
ウ.	職員による教室、講座の開催	※22年度の取組状況	社会教育課	歴史、文化の分野においては、文化財担当者が資料館を拠点に教室を開催している。 人権教育推進講座についても、人権教育担当者を軸に連続講座を実施。人権施策担当者を講師に依頼し実施もしてきた。 今後は、福祉・介護、高齢者、子ども等の課題について担当職員を登用し組み立てていく作風も必要となる。	D	1	他課の職員を登用した教室・講座		平成22年度中	職員のスキルアップと同時に経費削減（講師料）の観点から、社会教育セミナーでの栄養士（料理教室）や、人権教育講座での福祉・介護、子ども・高齢者問題等の課題で、担当課職員を登用する。	各種教室・講座の実施。
		22年度12月末の進捗見通し		既存で実施を完了した分野については、継続的に事業を実施する。本年度については、他課との連携の強化を図る。			他課との連携の強化		平成23年度12月まで	社会教育課の各種事業の趣旨を各課に周知し、当該事業に対する理解を得る。また、各種の制度を利用して職員の資質の向上を図り、次の段階に向けて人材を確保する。	職員を講師・指導者とする各種教室・講座などの継続的实施を図れる体制の確立
		22年度3月末の進捗状況									人権教育さわやかセミナーにおいて、健康福祉課の職員を登用した歴史・文化の分野においては、担当職員が定期的に教室事業などを展開した。
		※23年度からの5年間の目標		講演や学習内容によって、職員の登用を追求するとともに、当該の体制を継続できるように人材の育成と活用を図る。			5ヵ年分	平成23年度に確立した体制を継続的に実施する。	平成24年度以降	職員を登用した教室・講座などを含めることを基本として、事業計画を立案する。	社会教育課の全事業における講師・指導者に占める職員の割合を、毎年30％程度に維持する。
		・職員による教室、講座の開催の継続的な実施					23年度分	社会教育課の事業の趣旨を各課に周知し、当該の分野に対応できる職員の把握につとめる。	平成24年3月末	関係各課との連絡調整を密に行う。	各課の実施事業を把握し、職員の能力の向上や制度の活用を図る。

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

E. 協働のまちづくりの推進 【1】町民と行政との協働・住民自治が進むシステムづくり

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容				
					大項目	中項目	何を		いつまでに	どのようにして	どの程度まで
ア.	住民と行政の協働によるまちづくりの推進	※22年度の取組状況	協働推進課	協働の推進は、新行財政改革プログラムの基本理念の一つとして位置づけられており、自助・共助・公助の「補完性の原則」により、適切な役割分担を行い、それぞれの長所・機能を最大限発揮し、多様な人々が公の領域を支える協働の行政を推進するとしてきた。 しかし実際には、経済情勢の悪化及び高齢化等地域活力の低下等による活動団体の疲弊や、行財政改革プログラムの実施による歳出削減に伴うまちづくり団体への支援制度の廃止（生き活きまちづくり交付金：H14～17）など、協働のまちづくりへの取り組みが進んでいない状況にある。	E	2	協働のまちづくり交付金制度の創設と実施。		7月に公募、9月に交付決定、 3月に実績報告。	7月の公募に向けて、助成対象となる団体・提案事業・行政の関わり方などについて、庁内調整及び要綱設置する。 応募団体及び提案事業の選考を行い、9月に交付決定。 3月末に実績報告を受け、結果を公表する。	新規事業であるため、選定基準等についてハードルを低く設定するが、財政状況や社会情勢を鑑み、公益的な事業に対して優先的に助成する。
		22年度12月末の進捗見通し									
		22年度3月末の進捗状況		地域に根差した住民活動団体等が取り組む自主・自律的な活動のうち、行政との協働で進めることでより大きな効果が期待される事業や公益的活動を行う団体に対し、協働のまちづくり推進交付金を交付し助成する。					3月中旬までに実績報告 3月17日に事業報告会	助成対象の6団体の交付金事業による取り組みの発表と各団体、事業審査委員、観覧者等による意見交換を行った。	22年度においては、6団体に1,000千円の交付金の助成を行った。23年度においては、10団体2,000千円の助成を予定している。
		23年度からの5年間の目標 ・地方分権や地域主権改革の進展により、地域の自主性や個性を活かしたまちづくりが求められる。住民参加と協働のまちづくりの推進により、多様化する住民ニーズや地域課題に適切に対応し、住民と行政がお互いに持てる力を存分に発揮し、協力し合う協働社会の構築		自助、共助、公助の補完性の原則を基本とし、それぞれの役割分担を見直し、互いに力を合わせ協力することが必要となる。住民と行政の協働を推進するため、地域に根差した住民活動団体に取り組む公益的活動を支援し、住民と行政が一体となった協働型社会を構築する。			5か年分	平成22年度に創設した協働のまちづくり交付金制度の充実を図り、地域に根ざした住民活動団体に取り組む公益的活動を支援する。	各年度毎	パブリックコメントをはじめとする住民意向等の公聴機能の強化、審議会委員等の公募制度、協働や情報提供の指針策定やルール化などに取り組む。協働推進セミナーを開催する。	協働の指針や情報提供のガイドラインを整備し、住民と行政の役割分担を明確にした上で、協働のまちづくりを推進する。
イ.	町道等の維持管理に係る自助・共助・公助の基準づくり	※22年度の取組状況	まちづくり振興課	高齢化や過疎化が進行する中、生活道である町道等の維持管理について、町が実施する範囲を明確にし、住民周知すること役割分担ができるのではないか。	E	2	まちづくりの基本方針と整合を図る必要があり、担当課の見解だけでは対応が難しいので、基本的な方向性を定め、町としての基準を定める。		過疎化、高齢化の進捗により、これまでの取組の見直しや地域性の考慮が必要となる等、一定の基準を定めることは、大変困難であるが、年度末までに取り組む。	現在の状況を整理するとともに、他の自治体での取組事例等を参考として、吉野町の現状に則したルールづくりとは何かを調査研究する。	調査研究の成果等をもとに、吉野町としての取組の指針となる素案をまとめる。
		22年度12月末の進捗見通し									
		22年度3月末の進捗状況							23年度中にガイドライン作成		
		※23年度からの5年間の目標 ・基準の作成と各地区の長との検討協議の継続					5か年分	23年度より基準を以って試行する。併せて制度変更の住民周知を図る。	各年度毎	各地区の長と随時検討協議する。	事業内容等の見直しを各年で行う。
ウ.	環境問題に対する行政関与の必要性	※22年度の取組状況	生活環境課	持続可能な循環型社会を形成する為に、住民の方に対してその必要性等についての啓発、情報提供及び情報交換を積極的に行い、住民の方の自主的・主体的な取組みを支援していく必要がある。	E	2	菜の花プロジェクト(循環型社会)の住民との協働。 ・菜の花の収穫と次年度栽培準備 ・廃食油の回収		5月末頃 菜種の収穫 7月頃 廃食油の回収 菜種の搾油 10月頃 BDF(バイオディーゼル燃料)による公用車の運行。	広報紙による協力者募集(5月)を行い、菜の花の収穫、栽培及び廃食油の回収を行う。	菜の花の収穫と栽培 廃食油回収とBDFによる公用車の運行。
		22年度12月末の進捗見通し									BDFによる公用車の運行以外は出来ている。
		22年度3月末の進捗状況									2月22日からBDFによるスマイルバス運行を開始
		※23年度からの5年間の目標 ・菜の花プロジェクトの推進 ・緑のカーテン事業の推進					5か年分	・菜の花プロジェクトの推進(菜の花栽培・廃食油回収・BDF車運行) ・「緑のカーテン事業」新規実施	平成28年3月末	関係団体、事業所と協議	・菜の花プロジェクトの推進 (菜の花畑作付面積 2,000㎡→5,000㎡) (廃食油回収月間 150L→1,600L) (BDF車スマイルバス運行 1台→3台) ・「緑のカーテン事業」推進 (飯貝庁舎、本庁舎、他公共施設で実施)
エ.	河川美化に関する協働の推進	※22年度の取組状況	生活環境課	河川を利用する人は年々増加し、それに伴い不法投棄されるごみの量は膨大で大きな河川環境問題となっている。そこで平成21年度には、上市地内で町が河川占用許可を受けている河川敷で上市地区の住民の方が河川を訪れる方から河川美化協力金をいただき、ごみの分別収集と処理を行い、不法投棄されごみは無くなった。しかし、町内の他の河川敷でも不法投棄されるごみが多く、これらの地域でも住民の方と協働で河川美化を進めて行く必要があるので、河川管理者である県と調整する必要がある。	E	2	河川占用許可取得についての調整を行う。		平成22年9月末	河川ごみ問題で苦慮している地域の河川敷について、河川管理者である県との調整を行う。	河川占用の法的根拠や県外での事例等について協議し、調整を行う
		22年度12月末の進捗見通し									
		22年度3月末の進捗状況									県河川課と協議した結果、町が河川占用許可をとることが前提条件となるが、リバーフィールド以外で、面積の確定と安全面を確保できる箇所は見当たらないことから、困難であるとの回答であった。
		※23年度からの5年間の目標 ・上市地区の活動の充実、その他地区における地元、関係機関との協議の継続					5か年分	上市地区活動の充実及び上市地区以外の河川について、河川美化に関する協働の推進を図る。	平成28年3月末	地元、関係機関と協議	協働の推進により、各地域に適した河川環境美化のシステムを確立する。
							23年度分	宮滝地区における河川環境美化の方策を確立する。	平成24年3月末	地元、関係機関と協議	宮滝河川交流センターを中心にした河川環境美化のシステムを確立する。

吉野町第2次行財政改革プラン(実施計画)

E. 協働のまちづくりの推進 【2】自主的な住民活動への支援

小 項 目			課題等における概要		重点改革2010体系		重点項目として取り組む内容					
					大項目	中項目	何を			いつまでに	どのようにして	
ア.	地域観光活性化の充実	※22年度の取組状況	まちづくり 振興課 (観光交流室)	国栖の里観光協会は発足から約5年を経過し、フェスタ等のイベントも定着し入り込みも徐々に増えてきているが、地域を巻き込んだ活発な活動まではいっていない。 津風呂湖観光協会は既存のイベント等は活発に行っているが新たな客の取り込みが課題と思われる。	E	2	地域の人々と協働して新たな来訪者の獲得をはかり組織を充実し、認知度アップをはかる。		平成23年3月末	地域の人々と協働して事業の充実をはかり、着地型の観光を促進する。		住民主体となって策定する新たなイベントづくりに職員が参画することにより来訪者の増加をはかる。
		22年度12月末の進捗見通し										
		22年度3月末の進捗状況										
		※23年度からの5年間の目標										
		・資源調査の実施と資源を活用した住民との協議態勢の整備										
							5ヵ年分	町内各地域(中竜門)資源調査を行う	各年度毎	地域団体や専門家のアドバイスを参考に。	資源を活用した住民との協働体制を整える。	
							23年度分	町内各地域(竜門)の資源調査を行う	平成24年3月末	地域団体や専門家のアドバイスを参考に。	資源の活用した、住民との協働体制を整える、	
イ.	起業家の支援	※22年度の取組状況	まちづくり 振興課 (観光交流室)	他の地域から起業家からの空き家、空き店舗等の問い合わせは企画調整課の空き家バンクでお願いしているところであるが、登録物件も少なく今後、国栖地域などは工場のネットワーク等を活用を検討していく。	E	2	町内外の起業家が町内で活動できる拠点(住居・店舗・工場)の情報提供		今年度末までに情報提供体制を検討する。	地域住民と連携して空き家バンク担当課、地元(自治会長・持ち主)と協議しデータの蓄積を図る。		データ(空家・空店舗・空工場・空地)の作成と情報提供体制を整え、平成24年度からの実施を目指す。
		22年度12月末の進捗見通し										
		22年度3月末の進捗状況										
		※23年度からの5年間の目標										
		・関係機関、地域住民と連携した情報提供体制の整備、充実										
							5ヵ年分	商工会等関係機関と情報(支援策)を共有する。	毎年度	地域住民と連携し	情報の更新(支援策)及び更なる体制の整備を図る	
							23年度分	商工会等関係機関と情報(支援策)を共有する。	平成24年3月末	地域住民と連携し	情報提供(支援策)の体制を整える	
ウ.	各種団体への関わり方	※22年度の取組状況	社会教育課	社会教育関係機関団体への関わり方(支え方)について検討してきた結果、青少年指導員会や町人推協等では主体的に組織運営をする機運が醸成された。しかし、他の組織とは「行政の責務」と「自主的な組織運営」の整理が出来ておらず、引き続き協議する。 吉野スポーツクラブのNPO法人化にむけて支援体制を強化した。その上で、法人化後の関わり方について当該組織と整理しなければならない。 より多くの町民の参加をめざして「Yoshinoわいわいフェスタ」を町人推協の研究集会との共催で実施。 町民体育祭、町民文化祭等の町民催クラブ・体協の事業連携が進む中、その役割分担や、組織の役員構成などまだまだ検討課題がある。また、行政独自で行うこと、行政との連携で行うべきもの、組織自体で行うべきものの整理を行う中で、町の社会体育振興について考えて行くため、行政・団体が集まっての協議する機会を設けていく。	E	2	各種団体が主体的に活動することを明確する。併せて責任分担を明確にする。		平成22年6月末	社会教育事業、人権教育については関係団体との協働が確立されている。 平成21年度後半より、社会体育団体との関係を整理するために体制を強化しており、協働意識を提起しながら当該団体の組織強化を図る。		(仮)社会教育関係団体連絡会議を立ち上げ、各種団体の連携、協働を図る。 町民体育祭、町民文化祭を関係団体と検討し、協働の視点を前面に押し出した形で事業展開する。
		22年度12月末の進捗見通し										
		22年度3月末の進捗状況										
		※23年度からの5年間の目標										
		・社会教育関係団体連合会議の活性化										
				町民体育祭、町民文化祭を各種団体との協働で実施した。スポーツクラブを、社会体育の中心団体(体協上部大会への選考の担い手、スポ少の活性化の担い手)と捉えながらも、クラブの自主運営と、行政効果の視点から問題点を掘り起こしていく。			行政独自で行うこと、行政との連携で行うべきもの、団体独自で行うものの整理		平成23年12月末	社会教育関係団体連絡会議を開催し、各種団体の連携、協働を図る。体協・クラブ・体指等の社会体育団体代表者を集めての会議開催。町としての社会体育振興の方向性を統一した見解で同じ方向をみて進めるよう協議する。		行政と団体が協働・連携を図りながら事業展開出来る程度まで。
												22年度は、社会教育関係団体連絡会議を構築し、町民文化祭・通学合宿・ワイワイフェスタ(震災で自粛)・映画会を関係団体同士の協力で個々の団体が自主的な組織運営を実行できた。また、吉野スポーツクラブは、平成22年8月にNPO法人格を取得した。取得後、クラブとの関わりについて協議中。体協についても事業精査を行い、クラブとの連携を中心に進むこととなった。役員構成については23年度末に決定する。クラブ・体協・その他団体との連携や、町主催イベントなど町のスポーツ振興についても調整中。
				社会教育関係団体連絡会議の活性化のために、互いの活動において連携を図る。行政主導ではなく、団体どうしが連携できるよう支援する。また、社会体育振興の方向性を統一した見解で同じ方向をみて進めるよう協議する。			5ヵ年分	社会教育関係団体連絡会議の活性化。スポーツ振興の方向性の統一。	平成27年3月末	情報交換や活動の交流を図る	町民催事の中核を担えるまで	
							23年度分	社会教育関係団体連絡会議の活性化のために、互いの活動において連携を図る。また、町のスポーツ振興についても関係団体の連携を図る	平成24年3月末	行政主導ではなく、団体どうしが連携できるよう支援する。	団体どうしが日常的な関係を構築できるまで。	